

















令和4年度版

かわごえの環境(第6号)

令和3年度第三次川越市環境基本計画及び

川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)年次報告書







環境政策課



令和4年度川越市環境月間ポスターコンクール入選作品(特賞、金賞、銀賞、銅賞)



【特賞】野田 梓紗さん 今成小学校5年



【金賞】馳尾 優悟さん 今成小学校4年



【銀賞】岩崎 結衣さん 芳野小学校3年



【銀賞】澤田 幸多朗さん 高階西小学校3年



【銅賞】森田 奈乃羽さん 今成小学校6年



【銅賞】指村 智恵美さん 星野学園小学校2年



【特賞】山崎 愛紗さん 霞ケ関西中学校3年



【金賞】武藤 瑠利さん 芳野中学校2年



【銀賞】菊池 夏葵さん 寺尾中学校2年



【銀賞】門馬 惟花さん 霞ケ関西中学校3年



【銅賞】柴田 るかさん 川越第一中学校1年



【銅賞】松本 七海さん 芳野中学校2年

はじめに



川越市は、埼玉県南西部地域における産業、経済、 文化の中核都市として発展しており、令和4年には市制 施行100周年を迎えました。都心に近い立地でありな がら、武蔵野の面影を残す雑木林等とともに、多数の 河川、広大な水田、畑、湿地など自然豊かな環境が多く 残されています。

一方で、今日の気候変動やそれに伴う気象災害、海 洋プラスチックごみ、生物多様性の損失などの環境問 題が起きているなか、本市が持続可能な発展・成長を 遂げていくためには、一人ひとりが環境への配慮や環

境に対する影響を意識した行動を心がけ、身近な地域の問題から地球規模の問題まで取り組んでいく必要があります。

とりわけ地球温暖化対策の必要性は年々高まっており、本市においては令和3年 5月に「小江戸かわごえ脱炭素宣言」を表明し、2050年脱炭素社会の実現に向けて、 国や他の自治体と協力して地球温暖化対策に取り組んでいくことを掲げております。

さて、本市では「第三次川越市環境基本計画」及び「川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」を平成28年3月に策定し、環境と緑に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

これらの計画を連動させて取り組むことにより、計画に掲げている「みんなでつくる、 自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」、「みんなではぐくむ水と緑と歴 史のまち・川越」の実現を目指していきたいと考えております。

本冊子は、令和3年度における本市の良好な環境の保全・創造と緑の保全・緑地の整備・緑化の推進に関する施策についての実施状況を年次報告書としてとりまとめたものです。

皆様には、本冊子により環境問題への認識をより一層深められますとともに、本市 の環境行政を発展させていくためのご意見をいただければ幸いです。

令和5年2月

川越市長 川合善明

目次

第1章	第三次川越市環境基本計画の概要	
1 計画の	目的	2
2 目標年		
3 対象と	する環境の範囲	2
4 各主体	の役割と責務	3
5 望まし	い環境像	4
6 環境目	標と施策の体系	4
第2章 音	環境の現状と主な施策の実施状況	
第 1 節	地球温暖化対策の推進	6
第2節	循環型社会の構築	10
第3節	生物多様性の保全	15
第 4 節	貴重な緑の保全	18
第 5 節	多様な緑の創出・育成	21
第6節	大気環境の保全	24
第7節	水環境の保全	28
第8節	化学物質等の環境リスク対策	
第9節	歴史と文化を生かした地域づくり	39
第10節	快適に暮らせるまちづくり	43
第11節	人づくり・ネットワークづくり	
第12節	環境指標および令和3年度現状値一覧	52
第3章 ī	市民・事業者の環境への取組状況	
かわごえ斑		
1 社会環	境部会の活動	57
	境部会の活動	
事業者の耳	又組	
3 エコア	クション21の取得促進	75
4 川越環	境保全連絡協議会の令和3年度事業報告	75

第4章 川越市緑の基本計画(平成 28 年 3 月改定版)の村	既要
1 計画の基本姿勢	80
2 計画の基本方針	80
3 計画の目標	81
4 計画の体系	81
第5章 紹介現代ときな物質の由格は27	
第5章 緑の現状と主な施策の実施状況	
1 川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもります ~緑をまもる~	84
2 歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくります ~緑をつくる~	89
3 水と緑のまちをそだてます ~緑をはぐくむ~	92
4 緑の指標および令和元年度現状値一覧	94
第6章 令和3年度版実績報告書に対する市民意見	
令和3年度版かわごえの環境(第5号)の市民意見	96
●市民意見様式	
- 1 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4	

第章

第三次川越市 環境基本計画の概要

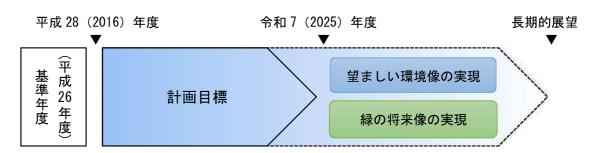
1 計画の目的

第三次川越市環境基本計画は、川越市良好な環境の保全に関する基本条例に基づき、本市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。市民、事業者、民間団体及び市が各主体の責務に応じた役割分担及び協働のもとに、本市の将来の望ましい環境像を実現することを目指します。

2 目標年度

平成26年度を基準年度として、目標年度は令和7年度とします。なお、地球環境や自然環境などの分野を含むため、長期的展望も踏まえます。

また、本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に応じて、必要な場合は適宜見直しを行います。



3 対象とする環境の範囲

第三次計画は、次に示すように、足元の日常生活から地球環境まで幅広くとらえた範囲 を対象とします。

地球環境	地球温暖化(資源・エネルギー)、酸性雨、気候変動、その他 の地球環境問題 等
生活環境	典型7公害(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、 土壌汚染、地盤沈下)、都市生活型公害、化学物質、廃棄物、 放射線物質 等
自然環境	地形・地盤、動植物、生態系、生き物の生息・生育空間、 水辺、田、畑、河川、樹林地、水の循環 等
快適環境	都市の緑化、歴史・文化、景観、交通、自然災害等

4

各主体の責務と役割

将来の望ましい環境像や緑の将来像の実現に向けて、市、市民、事業者、民間団体及び滞在者の各主体がそれぞれの役割と責務に応じて行動し、計画を推進していくことが期待されます。

市

市は、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務があります。また、計画推進の先導役として、率先して市民、事業者等の模範となるよう、市の事務事業や公共事業、施設管理等において、環境負荷の低減を実践するとともに、必要な制度の整備等に努めます。

さらに、市は環境の保全及び創造のための広域的な取組が必要な場合は、国及 び他の地方公共団体と連携・協力し、計画を推進していきます。

市民

市民は、日常生活における環境への負荷を少なくするようライフスタイルの改善が求められています。そのために、環境について学び、理解を深め、良好な環境保全及び創造のための積極的な行動を実践するように努める責務があります。

さらに、地域での環境保全活動に主体的に参画することが求められています。

事業者

事業者は、環境関連法令に基づく規制基準等を遵守する責務があります。また、業種、規模等に応じて、資材・原料の調達、製造・加工、流通・販売等、事業活動の各段階において、環境負荷の低減を行い、環境配慮型の製品やサービスの開発・販売、社員に対する環境教育及び環境保全活動の奨励、環境保全の取組の公表等を通じて、地域の環境や社会に貢献するように努める責務があります。

民間団体

民間団体は、それぞれの団体の特徴を生かした環境の保全及び創造のための活動を自主的かつ積極的に実践するとともに、その活動に伴う環境への負荷の低減に努める責務があります。

また、他の団体や市民、事業者等との情報交換に努めるとともに、市との連携を密にし、公益的視点に立った多様な活動をすることが求められています。

滞在者

本市を訪れた観光客及び滞在者は、前述の市民や事業者の役割と同じように、市内での生活や事業活動において、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境保全及び創造に協力するように努める責務があります。

5 望ましい環境像

本市が目指す将来の望ましい環境像は、第二次計画を引き継ぎ、第四次川越市総合計画との整合を図りながら、併せて長期的展望を踏まえ、「みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」とします。

各主体の協働のもとに、市街地周辺部では豊かな自然環境と共生し、中心市街地では歴史・文化の香りを維持しながら、全ての事業や行動が人と環境にやさしいものとなり、その結果として環境、経済、社会のバランスが保たれ、市民一人ひとりが住みよいと感じることができる環境づくりに努めます。

6 環境目標と施策の体系

望ましい環境像を実現するため、5つの環境目標を設定するとともに、その達成に努めます。なお、各環境目標については、施策を展開するにあたってのキーワードを設定しています。

望ましい環境像の実現

環境目標

地球環境にやさしく、豊かさ を実感できる二酸化炭素排 出の少ないまちを実現しま す「低炭素」

1. 地球温暖化対策の推進

環境目標 2

資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまち を実現します「循環」

2. 循環型社会の構築

環境目標

自然を大切にし、ともに生き、 次の世代に引き継ぎます 「自然共生」

- 3. 生物多様性の保全
- 4. 化学物質の拡散防止
- 5. 身近な水辺環境の保全

環境目標

健やかな暮らしのできる環境 を確保し、市民の健康を守り ます「安全・安心」

- 6. 湧水の復活(水の循環)
- 7. 武蔵野の面影を残す自然的環境の保全
- 8 身近な生き物の生育環境の保全・創造

環境目標

市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します 「地域づくり・人づくり」

- 9. 歴史的文化的遺産の継承
- 10. 都市のうるおいの創造
- 11. 環境教育・学習の推進

第2章

環境の現状と 主な施策の実施状況



地球温暖化対策 の推進

地球温暖化とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が高くなることで、地球の表面付近の温度が上昇することです。その影響は、気候変動による気温の上昇や大雨の頻度の増加等がもたらす災害の原因ともいわれています。二酸化炭素の排出を最小限に抑えることで気候変動のリスクを抑制し、私たち一人ひとりが安心して暮らせるよう地球温暖化対策を推進します。

環境指標の目標と推移

市域における温室効果ガス排出量

市域から排出される温室効果ガスの量を算出しています。 なお、算定に用いる統計データの集計・公表を待つ必要があるため、3年前の値が直近のものとなります。

目標: 令和 2 年度 1,989

(平成 29 年度 2,091)

令和 7 年度 1,819

(令和 4 年度 1.921)

単位:(千 t-CO₂/年)

評価•課題

市域から排出される温室効果ガスは、減少傾向となっています。誰もが脱炭素化の課題を自分事として考え、継続して取り組むことが必要です。

基準年度値 (平成 26 年度)	2,062 (H23 年度)	平成 30 年度	2,247 (H27 年度)	令和 4 年度	-
		令和元年度	2,140 (H28 年度)	令和 5 年度	_
平成 28 年度	2,227 (H25 年度)	令和 2 年度	2,092 (H29 年度)	令和6年度	_
平成 29 年度	2,082 (H26 年度)	令和3年度	1,880 (H30 年度)	令和7年度	_

[※]表中の数値は各年度に算出した排出量です。カッコ内の年度は実際に排出した年度を示しています。

[※]温室効果ガス排出量の算出方法や目標値について、平成 30 年 3 月に策定した第三次川越市地球温暖化対策実行 計画(区域施策編)に準じ、見直しを行っています。よって、前年度までに発行していた数値と異なっています。

市役所における温室効果ガス排出量

地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を把握し、削減するため、四半期ごとに行う進行管理点検票の報告により、エネルギー使用量等から温室効果ガス排出量を算出しています。

目標:令和 2 年度 58,200 令和 7 年度 55,140

単位:(t-CO₂/年)

評価•課題

一般ごみに含まれる廃プラスチックの焼却に由来する温室効果ガスの排出量が大幅に減少したことにより、前年の値を下回りましたが、目標の達成に向けては、より一層の削減努力が必要となっています。

基準年度値	60,187	平成 30 年度	71,021	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	00,167	令和元年度	71,214	令和 5 年度	_
平成 28 年度	66,110	令和 2 年度	67,893	令和6年度	_
平成 29 年度	66,245	令和3年度	62,172	令和7年度	_

[※]温室効果ガス排出量の算出方法について、令和3年度分より、令和3年3月に策定した第五次川越市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に準じた方法に変更しています。

単価契約品・共通消耗品の環境配慮商品購入率

共通消耗品および単価契約品のうち、環境配慮商品を品目に定めているものについて、環境配慮商品を購入している割合を表しています。

目標: 令和 2 年度 100 令和 7 年度 100

単位:(%)

評価•課題

消耗品等の購入時においては、環境配慮商品を購入するように努めていきます。

基準年度値	100	平成 30 年度	100	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	100	令和元年度	100	令和 5 年度	<u></u>
平成 28 年度	100	令和 2 年度	100	令和 6 年度	
平成 29 年度	100	令和3年度	100	令和7年度	_

再生可能エネルギー設備等が導入された公共施設数

市内の公共施設において、太陽光発電システムまたはそれ以外の再生可能エネルギーを利用している施設の合計をあらわしています。

目標: 令和 2 年度 89 令和 7 年度 90

単位:(施設)

評価•課題

新設の公共施設すべてにという方針のもと、太陽光 発電システムの設置を進めています。今後は、さらな る再生可能エネルギーの導入促進と、既存のシステム の修繕が課題です。

基準年度値	83	平成 30 年度	87	令和 4 年度	<u> </u>
(平成 26 年度)	03	令和元年度	87	令和 5 年度	<u>—</u>
平成 28 年度	83	令和 2 年度	88	令和6年度	<u></u>
平成 29 年度	85	令和3年度	88	令和7年度	<u> </u>

環境性能に優れた公用車の導入率

市(上下水道局を含む、消防局を除く)が所有する公用車(425 台)のうち九都県市指定低公害車等(364 台)の割合です。

目標: 令和 2 年度 88.0 令和 7 年度 95.0 以上

単位:(%)

評価•課題

今後も、引き続き低公害車導入に努めていきます。

基準年度値	75.9	平成 30 年度	81.4	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	70.0	令和元年度	82.8	令和 5 年度	
平成 28 年度	80.0	令和 2 年度	85.9	令和6年度	
平成 29 年度	81.7	令和3年度	85.6	令和7年度	_

※令和7年度目標値は、第四次川越市総合計画実施計画での今後の導入予定値にあわせて変更を行っております。

エコチャレンジスクール認定率

環境にやさしい学校づくりに取り組む市立の学校を、市が独自で認定した割合をあらわしています。

目標: 令和 2 年度 100 令和 7 年度 100

単位:(%)

評価•課題

3か年を1つの認定期間として各学校が取組を行い、市立56校すべてが認定されています。

基準年度値	100	平成 30 年度	100	令和 4 年度	<u>—</u>
(平成 26 年度)	100	令和元年度	100	令和 5 年度	<u> </u>
平成 28 年度	100	令和 2 年度	100	令和6年度	<u>—</u>
平成 29 年度	100	令和3年度	100	令和7年度	<u>—</u>

主な施策の実施状況

(1)小江戸かわごえ脱炭素宣言

令和 2 年 10 月に国が「2050年脱炭素社会の実現、カーボンニュートラルを目指す」という方針を示して以降、地球温暖化を巡る国内の取組が大きく動き始めました。

そのよう中で、本市においても、市、市民、事業者等が一体となって地球温暖化対策を推進するため、令和3年5月1日に「小江戸かわごえ脱炭素宣言」を表明し、2050年脱炭素社会の実現に向け、国や他の自治体と協力し、取組を推進することとしました。



(2)省エネ推進事業

平成8年度から「無理なく、抵抗なく、自然体で」をモットーに、市の施設でエレベーターの利用を控えるなど「1%節電運動」を開始し、平成11年度からはその運動をステップアップさせ、すべての市の活動についてできることから一つずつ環境配慮を実践する「1%節電プラス1(ワン)運動」を展開してきました。平成24年度からは、東日本大震災以降のエネルギー問題への関心の高まりを受け、市としてもさらに取組を強化する必要があると考え、名称を「省エネ推進事業」に変更し、これまで以上に取組を推進しています。

(3)川越市環境マネジメントシステム

平成11年11月11日、ISO14001の認証取得に基づき「川越市環境マネジメントシステム」を導入し、市役所が環境に与える影響の継続的な改善を図ってきました。平成23年3月31日付でISO14001の認証を返上した後も、ISO14001の規格を参考に市独自のシステムを構築し、運用を継続しています。

エコ・カジュアルマンスポスター

(4)エコチャレンジファミリー認定事業

平成15年度から、市民に「1%節電プラス1(ワン)運動」の取組を広めるため「エコチャレンジファミリー認定事業」を実施しています。市内の一般家庭へ使用電力量を測定する機器を貸し出し、目に見えないエネルギー消費を数値として実感しながら、省エネ活動に取り組んでいただくことを目的としています。「省エネナビコース(1ケ月)」、「簡易電力計コース(2週間)」の2つの基本コースのほか、平成18年度から、家族全体の省エネ意識の向上を図るため、児童向けに「省エネワークブックコース」を実施しています。令和3年度までに1.625 家族を認定しました。

(5)エコチャレンジスクール認定事業

平成15年度から、学校教育の場に「1%節電プラス1(ワン)運動」の取組を広め、次世代の環境保全・創造を担う児童・生徒を育成するため「エコチャレンジスクール認定事業」を実施しています。これは、ISO14001の考え方を取り入れ、環境にやさしい学校づくりに児童・生徒及び教職員が創意工夫しながら取り組む学校を市独自で認定するもので、学校版環境ISOとも呼ばれています。令和3年度現在、市立56校(小学校32、中学校22、高校1、特別支援学校1)すべてが認定されています。

(6)エコチャレンジイベント認定事業

平成16年度から、環境に配慮しようとするイベントを認定する「エコチャレンジイベント認定事業」を実施しています。イベント本来の楽しさを損なうことなく、主催者・参加者が協力して環境に与える影響を減らし、市民へ環境に配慮した取組を啓発することを目的としています。令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により、多くのイベントが開催されませんでした。このため、かわごえ環境フォーラムの1イベントのみを認定する結果となりました。



エコチャレンジイベント 認定マーク



循環型社会の構築

将来にわたって持続的に発展可能な社会を形成するため、①廃棄物等の減量、②資源の循環的な利用(再使用・再生利用・熱回収)、③適正処分の確保等により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築が求められています。

ごみの3R(発生抑制【リデュース: Reduce】、再使用【リユース: Reuse】、再生利用【リサイクル: Recycle】)を基本として、市民、事業者等との協働により、ごみの減量・資源化を推進します。

また、リサイクル率の向上を目指すとともに、徹底した分別により、良質な再生資源を確保します。これからも、廃棄物等の発生・排出抑制、資源化の促進、適正な処分の実施により、新たに採取する資源をできるだけ抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会の構築を目指します。

環境指標の目標と推移

1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量とは、(ごみ年間排出量÷行政人口(年度)÷365日(うるう年は366日)の計算式により算出された数値です。

ごみの減量等推進事業として、集団回収、家庭用生ごみ処理機器購入費補助、布類行政回収、使用済小型家電製品回収、紙類行政回収などを実施しました。また、啓発事業として、施設見学、出前講座、川越ブランド製品作成事業などを実施しました。

目標:令和 2 年度 855 令和 7 年度 855

単位:(g/人日)

評価•課題

ごみの排出量は景気等の社会情勢による影響を 受けやすいため、継続的な啓発活動が必要です。

基準年度値	基準年度値 896	平成 30 年度	855	令和 4 年度	<u></u> -
(平成 26 年度)	890	令和元年度	860	令和 5 年度	-
平成 28 年度	875	令和 2 年度	843	令和6年度	
平成 29 年度	867	令和3年度	825	令和7年度	_

資源回収を除く家庭系1人1日当たりのごみ排出量

資源回収を除く家庭系 1 人 1 日当たりのごみ排出量とは、定時収集家庭系ごみ量(可燃、不燃、粗大ごみ)+自己搬入家庭系ごみ量(可燃、不燃)÷行政人口(年度)÷365 日(うるう年は 366 日)の計算式により 算出された数値です。

目標: 令和 2 年度 467 令和 7 年度 466

単位:(g/人日)

評価•課題

排出される廃棄物を資源化することにより、ごみ の減量化を図る必要があります。

Ī	基準年度値	511	平成 30 年度	500	令和 4 年度	<u>—</u>
	(平成 26 年度)	JII	令和元年度	504	令和 5 年度	<u> </u>
	平成 28 年度	496	令和 2 年度	519	令和 6 年度	<u> </u>
	平成 29 年度	500	令和3年度	502	令和7年度	<u>—</u>

ごみ年間排出量

ごみ年間排出量とは、家庭系ごみ(定時収集量+直接搬入量)+事業系ごみ(許可運搬量+直接搬入量 +不法投棄量)+集団回収量の計算式により算出された数値です。

目標:令和 2 年度 109,188 令和 7 年度 107,958

単位:(t/年)

評価•課題

ごみの年間排出量の削減には、市民、事業者、 行政が、それぞれの役割と責任を果たすとともに、 それぞれの特性を活かしながら協働して循環型社 会を作り上げていく必要があります。

基準年度値	114.238	平成 30 年度	110,125	令和 4 年度	<u>—</u>
(平成 26 年度)	114,230	令和元年度	111,253	令和 5 年度	_
平成 28 年度	112,209	令和 2 年度	108,750	令和 6 年度	_
平成 29 年度	111,548	令和3年度	106,617	令和7年度	<u>—</u>

つばさ館来館者数

環境プラザ「つばさ館」に来館した者の数を表しています。

目標: 令和 2 年度 53,000 令和 7 年度 55,000

単位:(人/年)

評価•課題

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により社会科見学等の団体数が減少した結果、 来館者数が依然低調に留まっています。安心して 来館できるような、環境づくりが必要です。

基準年度値	49,261	平成 30 年度	50,631	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)		令和元年度	47,523	令和 5 年度	-
平成 28 年度	52,007	令和 2 年度	21,839	令和6年度	
平成 29 年度	52,555	令和3年度	29,861	令和7年度	_

リサイクル率

ごみの総排出量に対する総資源化量の割合です。

(施設内資源回収量+直接資源化量+焼却灰等再資源化量+集団回収量)÷(施設搬入ごみ量+直接資源化量+集団回収量)×100の計算式により算出された数値です。

目標:令和2年度 30 令和7年度 35

単位:(%)

評価•課題

ごみの減量を継続的に推進していくとともに、ご みの分別や集団回収の促進等の資源化をさらに図 っていく必要があります。

基準年度値 25	平成 30 年度	22.8	令和 4 年度	=	
(平成 26 年度)	20	令和元年度	23.6	令和 5 年度	_
平成 28 年度	23.5	令和2年度	22.9	令和 6 年度	_
平成 29 年度	23.1	令和3年度	21.8	令和7年度	_

最終処分量

小畔の里クリーンセンターおよび民間最終処分場への埋立量です。

目標: 令和 2 年度 1,000 以下 令和 7 年度 1,000 以下

単位:(t/年)

評価•課題

焼却残さ、破砕不適物等の再資源化を推進する とともに、ごみ排出量の減量についても推進していく 必要があります。

基準年度値	2,693	平成 30 年度	2,671	令和 4 年度	<u>—</u>
(平成 26 年度)		令和元年度	2,926	令和 5 年度	_
平成 28 年度	2,946	令和 2 年度	3,543	令和 6 年度	<u>—</u>
平成 29 年度	3,057	令和3年度	4,785	令和7年度	<u>—</u>

主な施策の実施状況

(1)生ごみの減量推進

本市では、家庭から出る生ごみの自家処理を促進していくため、平成3年度からコンポスト 容器購入者に対して補助金制度を設けています。令和3年度は、23基補助しました。

また、平成10年度からマンションや高齢者にも利用しやすい電気式生ごみ処理機を対象に加え、令和3年度には29基補助しました。

さらに、平成12年度からEMぼかし(発酵菌)を利用して堆肥化するEM容器を対象に加え、 令和3年度は3基補助しました。

この事業により、令和3年度までに生ごみ 2,748,008. 9kg の自家処理を促し、同量のごみ減量ができたと推計できます。

(平成3年度~令和3年度)

〇生ごみ処理機器購入費補助事業の実績 〇生ごみ処理機器購入費補助事業の成果

補助世帯数	補助基数	補助金額
13,406 世帯	15,911 基	91,954,035 円



減量できた推計量 2,748,008.9 kg

減量できた推計量=補助金交付累積世帯数×1世帯当たりの年間生ごみ処理量

(コンポスト) 10,711×203.5 = 2,179,688.5 kg (E M) $457 \times 209.8 = 95,878.6 \text{ kg}$ (減量できた推計量)2,748,008.9kg (電 気 式) 2,238×211.1 = 472,441.8 kg

: (コンポスト) 203.5 kg

: (E M) 209.8 kg

: (電 気 式) 211.1 kg

(2)つばさ館でのリユース品頒布

本市では、平成22年度に開館した環境プラザ(つばさ館)で、家庭で不用となった衣類・本・雑貨類の引 取り・再使用(リユース)可能な物の頒布事業を実施しています。

〇頒布実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
頒布点数	53,476	55,627	49,126	30,653	44,038
頒布金額(円)	3,489,740	3,371,150	3,290,650	1,867,790	2,732,590

〇リユース品頒布実績

	衣類(点)	雑貨類(点)	本(点)	合計金額(円)
平成29年度	23,802	21,587	8,087	3,489,740
平成30年度	22,996	20,505	12,126	3,371,150
令和元年度	18,483	16,577	14,066	3,290,650
令和2年度	10,290	11,360	9,003	1,867,790
令和3年度	15,912	12,530	15,596	2,732,590

(3)集団回収の促進

市場価格に左右されない安定した活動を推進するため、資源の回収量に応じて実施団体に報償金を 交付し、活動を支援しています。

また、協力業者に対しても補助金を交付し、集団回収の促進を行っています。

○実施団体数、資源回収量、報償金交付額、業者補助金交付額の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施団体数	309	309	311	251	266
資源回収量(kg)	6,507,288	6,129,126	5,710,374	4,217,401	4,198,356
報償金交付額(円)	39,043,728	36,774,756	34,262,244	25,304,406	25,190,136
業者補助金交付額(円)	8,849,400	8,296,400	7,673,400	5,553,800	5,670,000



生物多様性の保全

私たちの生活は、多様な生き物が関わり合う生態系から得られる恵みによって支えられており、 生物多様性を保全することは私たちの命と暮らしを守ることにつながります。

本市では、身近な生き物の生息・生育空間である樹林地、水辺、河川等の良好な自然環境を積極的に保全するとともに、地域の特性に応じた生息・生育空間の創出を推進します。

また、外来種による生態系等に関わる被害の防止に取り組みます。

環境指標の目標と推移

生物多様性講座数

生物多様性に関する講座の実施回数をあらわしています。

目標: 令和 2 年度 3 令和 7 年度 5

単位:(回/年)

評価•課題

講座の開催内容や開催時期等を検討し、参加者 の増加に向けての取り組みが更に必要です。

基準年度値 1	平成 30 年度	3	令和 4 年度	<u> </u>	
(平成 26 年度)	I	令和元年度	1	令和 5 年度	<u>—</u>
平成 28 年度	3	令和 2 年度	4	令和6年度	
平成 29 年度	4	令和3年度	1	令和7年度	_

ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数

ビオトープ要素を取り入れて整備した都市公園の箇所数をあらわしています。

目標: 令和 2 年度 5 令和 7 年度 6

単位:(箇所)

評価•課題

自然を活用した公園整備においては、生物の生息 空間としての位置づけを勘案しながら整備を進めると ともに、新たな生息空間の創出についても検討してい く必要があります。

また、整備後についても定期的に生物生息調査等 を実施し、その結果に基づき維持管理を行っていく必 要があります。

基準年度値	平成 30 年度	4	令和 4 年度	<u>—</u>	
(平成 26 年度)	4	令和元年度	4	令和 5 年度	_
平成 28 年度	4	令和 2 年度	4	令和6年度	_
平成 29 年度	4	令和3年度	4	令和7年度	-

多自然型護岸の延長

国、県、市が行う河川整備において、水際の植生や魚類等の生育環境に配慮し、河川の特性に適した工法により整備した護岸の総延長をあらわしています。

目標: 令和 2 年度 - 令和 7 年度 -

単位:(m)

評価•課題

緑あふれる環境に優しい事業であり、水生生物等の保護にも資するのですが、建設費や維持管理が課題です。

基準年度値	20,763,18	平成 30 年度	22,636.48	令和 4 年度	_
(平成 26 年度	20,703.18	令和元年度	22,636.48	令和 5 年度	_
平成 28 年度	21,003.68	令和 2 年度	22,636.48	令和 6 年度	_
平成 29 年度	22,636.48	令和3年度	22,696.48	令和7年度	_

有害鳥獣捕獲許可件数

有害鳥獣捕獲許可申請の許可件数をあらわしています。

目標:令和2年度 - 令和7年度 -

単位:(件/年)

評価•課題

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づきドバト等の鳥獣による生活環境、 農作物または生態系に係る被害等の防止及び軽減 を図るため、有害鳥獣の捕獲等の「許可証」の交付を 行っています。

基準年度値	24	平成 30 年度	19	令和 4 年度	<u>—</u>
(平成 26 年度)	Z4	令和元年度	23	令和 5 年度	_
平成 28 年度	22	令和 2 年度	26	令和6年度	<u>—</u>
平成 29 年度	17	令和3年度	15	令和7年度	<u> </u>

特定外来生物(アライグマ)の捕獲頭数

特定外来生物であるアライグマの捕獲頭数をあらわしています。

目標:令和2年度 -令和7年度 -

単位:(頭/年)

評価•課題

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき埼玉県が策定した防除実施計画によりアライグマを防除していますが、年々増加傾向にあります。

基準年度値 (平成 26 年度)	105	平成 30 年度	115	令和 4 年度	
		令和元年度	171	令和 5 年度	<u> </u>
平成 28 年度	136	令和 2 年度	262	令和6年度	_
平成 29 年度	119	令和3年度	201	令和7年度	_

主な施策の実施状況

(1)かわごえ生き物調査会の開催

生物多様性の普及・啓発や自然環境の保全の意識を高めること、 市内に生息する生き物のデータの収集・蓄積を行うことを目的として、 平成28年度から市民参加による生物調査として、「かわごえ生き物 調査会」を開催しました。



かわごえ生き物調査会

(2)ビオトープの整備

菅間緑地、富士見六地蔵公園、吉田白髭緑地、仙波河岸史跡公園の各一部をビオトープ空間として整備しました。これらの都市公園では、観察施設を設置する等して、自然環境学習の場としても位置付けています。



仙波河岸史跡公園

(3)特定外来生物(アライグマ)の防除

近年、アライグマによる生態系被害、生活環境被害及び農作物被害が増加しているため、本市においても、埼玉県の「アライグマ防除実施計画」に基づき、積極的な防除を実施しています。

令和3年度は、201 頭捕獲しました。(ほか有害鳥獣捕獲として、 186 頭捕獲しました。)

(4)多自然型護岸整備

国、県、市が行う河川整備において、三面コンクリート護岸を見直 し、自然工法を採用することで水生生物等の生息・生成環境の確保 に取り組んでいます。水際の植生や魚類等の生育環境に配慮した、 ふとん籠護岸、擬木水路植栽護岸、自然石護岸、養生マット護岸、 板柵水路工など自然環境の確保が期待される事業を実施していま す。



多自然型護岸(笠幡地区)



貴重な緑の保全

わが国の国土の約3分の2は森林で占められており、木材等の供給のみならず、地球温暖化対策や生物多様性の保全への寄与等の多面的機能を有しています。

本市には、武蔵野の面影を残す雑木林等とともに、荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川、 広大な水田、畑、湿地など自然的な環境が多く残されています。緑豊かな自然を将来の世代に引き 継いでいくために、貴重な緑の保全・整備を推進します。

環境指標の目標と推移

緑地面積

法・条例等の指定を受けた樹林地、農業振興地域、公共施設緑地、生産緑地、都市公園、樹林地の公有地化面積、児童遊園及び環境政策課所管の寄付地の合計面積をあらわしています。

目標:令和2年度 -

令和7年度 -

単位:(ha)

評価•課題

農業振興地域等が減少しています。保存樹林については、引き続き指定拡充に努めます。公共施設緑地については、緑の募金を活用する等して緑を充実させていきます。

基準年度値 (平成 26 年度)	2,830	平成 30 年度	2,830	令和 4 年度	_
		令和元年度	2,813	令和 5 年度	<u> </u>
平成 28 年度	2,835	令和 2 年度	2,823	令和6年度	<u>—</u>
平成 29 年度	2,830	令和3年度	2,819	令和7年度	_

樹林地の面積

固定資産税概要調書に基づく、地目別土地(山林)の面積をあらわしています。

目標:令和2年度 -

令和7年度 -

単位:(m)

評価•課題

山林が減少している理由として、所有者の高齢化が進み、山林を維持・管理することが困難な状況になってきていること、相続税対策によって山林が売却され、伐採されてしまうことなどが考えられます。

基準年度値 (平成 26 年度) 3,614,000	平成 30 年度	3,395,000	令和 4 年度	_	
	令和元年度	3,329,000	令和 5 年度	_	
平成 28 年度	3,519,000	令和 2 年度	3,286,000	令和6年度	_
平成 29 年度	3,483,000	令和3年度	3,235,000	令和7年度	_

樹林地の公有地化面積

(仮称)川越市森林公園、池辺公園及び環境政策課所管の寄付地の合計面積をあらわしています。

目標:令和2年度 -

令和7年度 -

単位:(m)

評価•課題

市南部の武蔵野の面影を残す雑木林は大変貴重であり、これを保全するとともに緑の中のレクリエーション の場として整備を進めていく必要があります。

基準年度値 (平成 26 年度) 97,090	97.090	平成 30 年度	111,190	令和 4 年度	_
	37,030	令和元年度	111,190	令和 5 年度	<u> </u>
平成 28 年度	99,076	令和 2 年度	111,190	令和 6 年度	<u> </u>
平成 29 年度	104,245	令和3年度	114,400	令和7年度	_

市民の森など法令等による指定面積

市民の森、保存樹林及びふるさとの緑の景観地の合計面積をあらわしています。

令和3年度末時点で、市民の森 39,643 ㎡、保存樹林 378,524 ㎡、ふるさとの緑の景観地 479,520 ㎡の合計 897,687 ㎡が指定されています。

目標: 令和 2 年度 1,583,960 令和 7 年度 2,000,000

単位:(m)

評価•課題

保存樹林は、相続などによる指定の解除により減少傾向にありますが、今後も指定拡充に努めていきます。

基準年度値	基準年度値 (平成 26 年度) 1,019,768	平成 30 年度	944,474	令和 4 年度	
(平成 26 年度)		令和元年度	926,992	令和 5 年度	_
平成 28 年度	996,245	令和 2 年度	917,188	令和 6 年度	_
平成 29 年度	960,695	令和3年度	897,687	令和7年度	_

保存樹木数

川越市保存樹木等の指定等に関する要綱に基づく保存樹木の指定本数をあらわしています。 市街化区域内の樹木で、次のいずれかに該当している健全な樹木を指定しています。(①1.5m の高さにおける幹周 1.5m 以上、②樹高 15m以上、③つる性樹木で枝葉面積 30 ㎡以上)

目標:令和 2 年度 290 令和 7 年度 340

単位:(本)

評価•課題

広報川越、市のホームページ等を通じたPRに加え、要件を満たす樹木を探し、指定について働きかける等、指定拡充を図っていきます。

基準年度値	228	平成 30 年度	183	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	220	令和元年度	177	令和 5 年度	_
平成 28 年度	213	令和 2 年度	158	令和6年度	_
平成 29 年度	201	令和3年度	149	令和7年度	_

人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数

人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数をあらわしています。

目標:令和 2 年度 150 令和 7 年度 200

単位:(経営体)

評価•課題

市内12地域において、より地域の実情に合わせた プランである「人・農地プランの実質化」が完了してい ます。今後も随時プランの更新を進めていきます。

基準年度値	36	平成 30 年度	291	令和 4 年度	<u> </u>
(平成 26 年度)	30	令和元年度	292	令和 5 年度	_
平成 28 年度	135	令和 2 年度	310	令和 6 年度	
平成 29 年度	241	令和3年度	280	令和7年度	_

主な施策の実施状況

(1)市民の森指定事業

川越市民の森指定要綱に基づき、民有の樹林地を市民の森として指定し、 樹林地を保全するとともに市民の憩いの場として提供しています。

〇指定基準

面積が概ね 3,000 ㎡以上の樹木が健全な樹林で、市民の利用が見込めるもの。

〇市民の森一覧

第 1 号(小堤 31 番他)	13,533 m ²
第 6 号(笠幡 1674 番 1 他)	3,224 m²
第 7 号(中台3丁目13番1他)	6,458 m²
第 8 号(大袋 452 番 1 他)	14,408 m²
第 9 号(笠幡 2646 番 1)	2,020 m ²
合 計	39,643 m ²



市民の森第8号

(2) くぬぎ山地区自然再生事業

本市南部から所沢市、狭山市及び三芳町に広がる通称「くぬぎ山地区」は、 樹林地として貴重な地区となっています。県や近隣市町等との広域的な取組で ある「くぬぎ山地区自然再生協議会」と協力し、自然の保全・再生・維持管理に 努めています。

(3)環境保全型農業の促進と平地林の保全

日本農業遺産に登録された、武蔵野の落ち葉堆肥農法等、環境保全型農業 の普及・啓発を図っています。



多様な緑の 創出・育成

市街地における緑は、私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれるとともに、本市の歴史的な町 並みの形成における魅力づくりに欠くことのできない重要な要素となっています。

緑を生かした魅力的な都市空間づくりや都市公園の整備を進め、多様な緑の創出・育成を推進します。

環境指標の目標と推移

緑化本数

苗木配布事業、緑の募金交付金緑化事業(家庭募金・一般募金)等で配布または植栽した樹木の本数をあらわしています。(地被類含む)

目標:令和2年度 -

令和7年度 -

単位:(本/年)

評価•課題

緑の募金からの交付金について、緑化に役立てることができました。

募金に協力いただいた市民に対し、募金の使途を 明確にし、今後も継続的に募金に協力いただけるよう 努めます。

基準年度値 (平成 26 年度)	1,320	平成 30 年度	800	令和 4 年度	_
		令和元年度	1,298	令和 5 年度	_
平成 28 年度	1,269	令和 2 年度	2,314	令和 6 年度	_
平成 29 年度	1,222	令和3年度	2,810	令和7年度	_

緑地面積【再掲】

第2章・第4節を参照ください。

1人当たりの都市公園面積

市民 1 人当たりの都市公園面積をあらわしています。

目標:令和 2 年度 5.10 令和 7 年度 6.79

単位:(m)

評価•課題

都市公園数は増えていますが、1人当たりの都市公園面積については人口変動等の影響もあり目標値を下回っています。

都市公園については、市民の身近な憩いの場、や すらぎの場となるほか、災害時には防災拠点、避難場 所として重要なスペースとなるため、今後も継続的に 整備を進めていく必要があります。

基準年度値	4.66	平成 30 年度	4.69	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	4.00	令和元年度	4.70	令和 5 年度	_
平成 28 年度	4.70	令和 2 年度	4.72	令和 6 年度	
平成 29 年度	4.69	令和3年度	4.72	令和7年度	

都市公園数

市内で開設している都市公園の箇所数をあらわしています。

目標: 令和 2 年度 321 令和 7 年度 336

単位:(箇所)

評価•課題

都市公園については、市民の身近な憩いの場、や すらぎの場となるほか、災害時には防災拠点、避難場 所として重要なスペースとなるため、今後も継続的に 整備を進めていく必要があります。

基準年度値	303	平成 30 年度	320	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	303	令和元年度	322	令和 5 年度	_
平成 28 年度	314	令和 2 年度	324	令和6年度	_
平成 29 年度	318	令和3年度	325	令和7年度	_

緑に関する講座数

緑に関する講座の実施回数をあらわしています。

目標:令和2年度 - 令和7年度 -

単位:(回/年)

評価•課題

緑のカーテン講座、市の緑地保全・緑化推進の取り 組み等について、出前講座を開催しています。

講座内容の充実を更に図っていく必要があります。

基準年度値	4	平成 30 年度	1	令和 4 年度	
(平成 26 年度)	4	令和元年度	1	令和 5 年度	_
平成 28 年度	5	令和 2 年度	0	令和6年度	<u>—</u>
平成 29 年度	2	令和3年度	0	令和7年度	_

主な施策の実施状況

(1)苗木配布事業

市民の緑に関する意識の向上及び各家庭における緑化の推進を図ることを目的とし、市民に苗木をプレゼントする事業を実施しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止としました。

苗木配布

(2)公園の整備事業

地域の身近な公園として、街区公園を整備するとともに、既設の公園も含めた維持管理の徹底を図りました。

令和3年度は、新たに2箇所の都市公園を開設しました。

(3)緑のリサイクルの推進

市内で発生したせん定枝を資源化し、緑のリサイクルを推進しています。

令和3年度は、344,350 kg のせん定枝をリサイクルしました。



大気環境の保全

市内の大気汚染については、各種施策の効果により改善傾向にありますが、私たちが健やかな 生活を送るためには、今後も自動車や事業活動等に伴う大気汚染対策が必要です。これからも、モニタリング体制の充実、原因物質の排出抑制対策を推進し、健康被害を防止します。

環境指標の目標と推移

大気環境基準達成状況

大気汚染物質の環境基準が定められている項目について、大気汚染防止法第22条に基づき、川越、霞ケ関及び高階測定局において一般環境での大気汚染状況を、仙波測定局において沿道環境での大気汚染状況を、自動測定機器により常時監視しています。

4測定局で測定している合計17項目 $(SO_2, SPM, Ox, NO_2, CO, 及び PM2.5)$ の環境基準の達成状況を評価しています。

目標: 令和 2 年度 82

令和7年度 100

単位:(%)

評価•課題

 SO_2 、SPM、 NO_2 、CO、及び PM2.5 については、測定している測定局全てで環境基準を達成しました。しかし、Ox については3測定局全てで環境基準を達成することができませんでした。

Ox 濃度については、全国的に見ても環境基準を達成している測定局がほとんどなく、越境汚染対策などを含めた広域的な対策が必要です。

基準年度値	71	平成 30 年度	82	令和 4 年度	—
(平成 26 年度)	/ 1	令和元年度	82	令和 5 年度	_
平成 28 年度	82	令和 2 年度	82	令和6年度	_
平成 29 年度	82	令和3年度	82	令和7年度	_

PM2.5 の大気環境基準達成状況

大気汚染物質の環境基準が定められている項目について、大気汚染防止法第22条に基づき、川越、霞ケ関及び高階測定局において一般環境での大気汚染状況を、仙波測定局において沿道環境での大気汚染状況を、自動測定機器により常時監視しています。

そのうち、4測定局全てで測定している PM2.5 の測定結果から、環境基準である1日平均値の98%値(1年間の測定で得られる1日平均値のうち、低い方から数えて98%に相当する値)を算出し、環境基準の達成状況を評価しています。

目標: 令和 2 年度 75 令和 7 年度 100

単位:(%)

評価•課題

4測定局全てで環境基準を達成しました。

基準年度値	0	平成 30 年度	100	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)		令和元年度	100	令和 5 年度	_
平成 28 年度	100	令和 2 年度	100	令和6年度	<u>—</u>
平成 29 年度	100	令和3年度	100	令和7年度	_

光化学オキシダント(Ox)の大気環境基準達成状況

一般環境測定局3局で測定している光化学オキシダント(Ox)の測定結果の環境基準の達成状況を評価しています。

目標:令和 2 年度 33 令和 7 年度 100

単位:(%)

評価•課題

Ox については、3測定局全てで環境基準を達成することができませんでした。

Ox 濃度については、全国的に見ても環境基準を達成している測定局がほとんどなく、越境汚染対策などを含めた広域的な対策が必要です。

基準年度値	0	平成 30 年度	0	令和 4 年度	<u> </u>
(平成 26 年度)	U	令和元年度	0	令和 5 年度	<u> </u>
平成 28 年度	0	令和 2 年度	0	令和 6 年度	<u>—</u>
平成 29 年度	0	令和3年度	0	令和 7 年度	<u>—</u>

有害大気汚染物質の環境基準達成状況

大気汚染防止法第18条の44及び第22条に基づき、川越、高階及び仙波測定局において有害大気汚染物質による大気汚染の状況を、常時監視しています。

そのうち、環境基準が定められている4物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン)の環境基準の達成状況を評価しています。

目標:令和 2 年度 100

令和 7 年度 100

単位:(%)

評価•課題

4物質全てで環境基準を達成しました。

※令和3年度は川越及び高階測定局でのみ測定 を実施しました。

基準年度値	100	平成 30 年度	100	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)		令和元年度	100	令和 5 年度	_
平成 28 年度	100	令和 2 年度	100	令和6年度	_
平成 29 年度	100	令和3年度	100	令和 7 年度	_

公害苦情件数

公害問題に係る年間の苦情処理件数です。苦情があった場合、現地調査を行い状況を把握した上で指導等を行っています。

目標:令和2年度 -令和7年度 -

単位:(件/年)

評価•課題

苦情件数105件の内訳は、大気汚染25件、水質汚濁0件、土壌汚染0件、騒音53件、振動13件、地盤沈下0件、悪臭12件、その他2件でした。

平成26年度と比較すると、17件の増加となっています。

基準年度値	88	平成 30 年度	88	令和 4 年度	<u>—</u>
(平成 26 年度)	00	令和元年度	101	令和 5 年度	_
平成 28 年度	50	令和 2 年度	102	令和 6 年度	<u> </u>
平成 29 年度	51	令和3年度	105	令和7年度	_

(1)大気汚染の監視

本市の大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局として川越・高階・霞ケ関測 定局、自動車排出ガス測定局として仙波測定局の計4局があり、自動測定機器を設置して 常時監視を行っています。

有害大気汚染物質について、平成9年10月よりモニタリングを実施しています。

(2)大気中のアスベスト濃度測定結果

大気中のアスベスト(石綿)濃度を把握するために、年2回の測定を実施しました。平成22年度にアスベストモニタリングマニュアルが改訂され、大気中の総繊維数濃度が1本/Lを超えた検体について詳細分析をする方法になりました。令和3年度の測定においては、総繊維数濃度が1本/Lを超えた検体がなかったため、低温灰化による無機繊維数濃度の測定及び電子顕微鏡によるアスベスト繊維数濃度の測定は実施しませんでした。

〇総繊維数濃度測定結果(令和3年度)

単位:(本/L)

調査地域	夏期平均	冬期平均	年平均
川越測定局	0.17	0.18	0.17

^{*} 平均は幾何平均値。



水環境の保全

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきました。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきました。

雨水貯留浸透などの水の機能の確保、湧水地などの親水空間の整備、水質汚濁の防止・土壌 汚染対策等、健全な水循環を維持し、または回復するための施策を推進することで、水環境等の 保全を図ります。

環境指標の目標と推移

下水道雨水貯留浸透事業数

雨水を貯留浸透させる事業の実施箇所数をあらわしています。

目標:令和2年度 21 令和7年度 22

単位:(箇所)

評価•課題

設置場所については、公共用地の占用を基本としているため、土地の確保が課題です。

基準年度値 21	平成 30 年度	23	令和 4 年度	_	
(平成 26 年度)	21	令和元年度	23	令和 5 年度	_
平成 28 年度	21	令和 2 年度	24	令和6年度	_
平成 29 年度	23	令和3年度	24	令和7年度	_

家庭雨水貯留槽設置数

「雨水対策施設設置補助金」を交付した浸透桝・小型貯留槽の累積設置数です。

雨水の一時的な流出抑制及び有効利用を図るため、屋根に降った雨水の一部を雨水対策施設により処理した場合、その費用の一部を補助する制度を平成9年度より実施しています。雨水対策施設は、浸透型 (雨水浸透桝)、利用型(小型貯留槽)、複合型(浸透型と利用型の併用)の3タイプがあります。

令和3年度は、浸透型16基、利用型26基の合計42基が設置されました。

目標: 令和 2 年度 960 令和 7 年度 1,170

単位:(基)

評価•課題

令和3年度は、合計42基が設置されました。今後も 引き続き、市広報への掲載や公共施設にパンフレット を設置するなど制度の普及に努めていきます。

基準年度値	702	平成 30 年度	820	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	702	令和元年度	839	令和 5 年度	_
平成 28 年度	759	令和 2 年度	859	令和6年度	_
平成 29 年度	788	令和3年度	901	令和7年度	_

公共施設雨水貯留浸透対策量

川越市内の県立高校及び小中学校の雨水貯留浸透対策の総量をあらわしています。

既開発地については、公共公益施設に流出抑制対策を講じています。

昭和56年度の野田中学校の校庭貯留を始めに、主に小中高等学校の校庭を利用して貯留・浸透による雨水対策を実施しています。

目標: 令和 2 年度 55,000 以上 令和 7 年度 55,000 以上

単位:(m)

評価・課題

雨水を一時貯留または浸透させることにより、河川 への雨水流出を抑制することを目的としています。

今後は公共施設等の施工可能なところを実施していきます。

基準年度値	54.305	平成 30 年度	54,305	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	34,303	令和元年度	54,305	令和 5 年度	
平成 28 年度	54,305	令和 2 年度	54,305	令和7年度	_
平成 29 年度	54,305	令和3年度	54,305	令和7年度	_

公共施設雨水利用施設数

雨水貯留施設を設置し、雨水をトイレや散水用の水として利用している公共施設数をあらわしています。

目標:令和2年度 一

令和7年度 一

単位:(箇所)

評価•課題

公共施設の建設の際には、雨水利用施設の設置を推進していきます。

基準年度値	22	平成 30 年度	23	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	22	令和元年度	25	令和 5 年度	
平成 28 年度	22	令和 2 年度	25	令和 6 年度	<u>—</u>
平成 29 年度	23	令和3年度	25	令和7年度	<u>—</u>

開発による雨水流出抑制対策量

民間企業等が開発行為をする際に指導した雨水貯留浸透対策の総量をあらわしています。 昭和58年度より、個人住宅・開発行為等の敷地面積 500 ㎡以上の場合について、浸透トレンチまたは貯 留施設等の雨水流出抑制対策の指導を行っています。

目標:令和2年度 -

令和7年度 一

単位:(m³)

評価•課題

近年、時間当たりの雨量が異常に増加し、河川に流 出する雨水が急速に増大することが多くなっています。 それを抑制するために今後も指導を行っていきます。

基準年度値	502.959	平成 30 年度	552,354	令和 4 年度	<u>—</u>
(平成 26 年度)	302,939	令和元年度	584,826	令和 5 年度	<u>—</u>
平成 28 年度	529,580	令和 2 年度	612,243	令和 6 年度	
平成 29 年度	541,943	令和3年度	621,450	令和7年度	

市内湧水の箇所数

平成9年の調査で市が把握した26箇所の湧水について、継続的に現地調査を実施しています。令和3年度は年2回の調査を実施しました。

目標:令和2年度 一

令和7年度 一

単位:(箇所/年)

評価•課題

市で把握している26箇所の湧水地について、湧水を確認することができました。降雨量等の影響を受け状況が変化するので、今後も長期的に継続した調査が必要です。

基準年度値	26	平成 30 年度	26	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	20	令和元年度	26	令和 5 年度	_
平成 28 年度	26	令和 2 年度	26	令和6年度	_
平成 29 年度	26	令和3年度	26	令和 7 年度	_

水質汚濁に係る環境基準達成状況

公共用水域の水質調査を実施しています。生活環境の保全に関する項目である BOD の環境基準が適用されている9地点について、令和3年度は、全地点で環境基準を達成しました。

達成状況(%)=(BOD 基準達成地点数/BOD 基準適用地点数)×100で算出しています。

目標:令和2年度 100

令和7年度 100

単位:(%)

評価•課題

全地点で環境基準を達成していることが確認できま した。今後も継続した水質調査を実施し、環境基準の 達成状況を見ていく必要があります。

基準年度値 (平成 26 年度)	89	平成 30 年度	100	令和 4 年度	_
		令和元年度	100	令和 5 年度	_
平成 28 年度	89	令和 2 年度	89	令和 6 年度	_
平成 29 年度	89	令和3年度	100	令和7年度	_

健康項目の公共用水域環境基準達成状況

公共用水域の水質調査を実施しています。令和3年度は、人の健康の保護に関する項目について、12地点で水質調査を実施し、全地点で環境基準を達成しました。

達成状況(%)=(健康項目基準達成地点数/公共用水域調査地点数)×100で算出しています。

目標: 令和 2 年度 100 令和 7 年度 100

単位:(%)

評価•課題

健康項目について、環境基準は超えていませんが 微量検出されることはあるので、今後も継続した調査 が必要です。

基準年度値	100	平成 30 年度	100	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	100	令和元年度	100	令和 5 年度	
平成 28 年度	100	令和 2 年度	100	令和6年度	_
平成 29 年度	100	令和3年度	100	令和7年度	_

生活排水処理率

家庭の台所や風呂から排出される汚水が、適切に処理されているかをあらわす指標で、この数値が高いほど、川への汚染が少なく、生活環境の保全につながります。

生活排水処理率は、次の式で計算します。

生活排水処理率(%)=

(下水道処理可能人口+農業集落排水整備区域内人口+合併処理浄化槽利用人口)÷行政人口×100

目標: 令和 2 年度 98.6 令和 7 年度 100

単位:(%)

評価•課題

下水道、農業集落排水への接続、合併処理浄化槽の設置等により、処理率が向上しました。継続して下水道及び農業集落排水区域の拡大、合併処理浄化槽への転換の推進が必要です。

基準年度値	基準年度値 94.3		95.9	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	94.3	令和元年度	96.0	令和 5 年度	_
平成 28 年度	94.8	令和 2 年度	96.1	令和 6 年度	
平成 29 年度	95.4	令和3年度	96.4	令和7年度	_

地下水環境基準達成状況

地下水モニタリングにより、環境基準達成状況を把握しています。

令和3年度は、埼玉県測定計画に基づく県概況調査(地域の全体的な地下水質状況を把握するための調査)3地点、県継続監視調査(汚染が確認された地点の継続調査)13地点、市独自の市継続監視調査5地点を実施しました。4年間の結果で見ると、27メッシュで基準を達成、5メッシュで基準を超過しています。

達成状況(%)=(4年間環境基準達成メッシュ数/32メッシュ)×100で算出しています。

目標: 令和 2 年度 現状値以上 令和 7 年度 現状値以上

単位:(%)

評価•課題

市内を概ね2kmメッシュに分割した全32メッシュのうち、4年間評価で5メッシュの環境基準が達成できませんでした。新たな汚染が発生しないように事業所指導及び地下水監視が重要です。

基準年度値	72	平成 30 年度	78	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	/2	令和元年度	78	令和 5 年度	_
平成 28 年度	75	令和 2 年度	81	令和 6 年度	
平成 29 年度	78	令和3年度	84	令和7年度	<u>—</u>

主な施策の実施状況

(1)啓発事業

「水の大切さ」について一層の理解と節水意識の高揚を図るため、例年、各種イベントを実施しています。令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じた上で、7月10日・11日に水道週間ポスターコンクール入賞作品展を行いました。また、感染症拡大防止の観点から以下のイベントは中止としました。

〇中止となったイベント

イベント名	実施時期	実施場所
浄水場施設開放	6月上旬	中福受水場又は霞ケ関第二浄水場
いのちの水を訪ねる		
上下流交流事業		
(小鹿野町と川越市の	8月下旬	合角ダム及びその周辺
小学生及びその保護		
者の交流会)		



水道週間ポスターコンクール 特賞作品 中央小学校1年 天野 匠

(2)下水道雨水貯留浸透事業

雨水の流出抑制、地下水の涵養を図るため、公共施設の屋根雨水等 を貯留浸透させる下水道雨水貯留浸透事業を、平成5年度から実施しています。

令和2年度までに、以下の表のとおり実施しました。

〇公共施設等における雨水貯留浸透事業実施箇所数

年度	設置場所	貯留量 (㎡)	備考
—————— 平 5 年度	 南文化会館	200.0	道路雨水を地下貯留浸透
平6年度	三久保町	83.2	道路雨水を地下貯留浸透
平7年度	川越小学校	3.9	体育館の屋根雨水を地下貯留浸透
平8年度	新宿小学校	20.8	校舎南側半分の屋根雨水を地下貯留浸透
平9年度	仙波小学校	20.0	北校舎北側半分の屋根雨水を地下貯留浸透
平9年度	南台1丁目	180.0	道路雨水を地下貯留浸透
平 10 年度	南台1丁目	26.4	道路雨水を地下貯留浸透
平 10 年度	南文化会館	1,600.0	道路雨水を地下貯留浸透
平 10 年度	川越第一中学校	243.0	校舎・柔剣道場・技術科棟の屋根雨水を地下貯留浸透
平 11 年度	中央小学校	177.0	校舎・特別教室の屋根雨水を地下貯留浸透
平 12 年度	仙波町2丁目市営住宅	67.0	市営住宅敷地内雨水及び建物屋根雨水を地下貯留浸透
平 14 年度	霞ヶ関北2丁目	3,000.0	旧汚水処理場を環境改善と処理区域拡大
平 16 年度	市道 0050 号線調整池	4,647.0	道路雨水を地下貯留浸透
平 16 年度	南台3丁目	1,300.0	南大塚駅南口周辺地域の雨水を地下貯留
平 16 年度	大字寺尾地内	240.0	寺尾小学校南側地区の雨水を江川都市下水路に排出
平 17 年度	南台2丁目	1,500.0	南大塚駅北口周辺地域の雨水を地下貯留
平 20 年度	新宿町1丁目	1,000.0	川越駅西口周辺の雨水を地下貯留浸透
平 22 年度	川越女子高校校庭	1,500.0	川越女子高校周辺の雨水を地下浸透
平 23 年度	通町地内	1,000.0	通町地内の道路雨水を地下貯留浸透
平 23 年度	大字的場地内	750.0	的場関越自動車道高架付近の道路雨水を地下貯留浸透
平 23 年度	大字砂地内	1,000.0	雨水を地下貯留浸透
平 29 年度	大字砂地内	71.2	新河岸駅西口周辺の雨水を地下貯留
平 29 年度	大字砂地内	32.8	新河岸駅東口周辺の雨水を地下貯留
令 2 年度	藤原町地内	386.0	藤原町第二公園周辺の雨水を地下貯留

[※]平成16年度から、公共施設以外の地下貯留浸透事業等をカウントしています。

(3)雨水対策施設設置補助事業

雨水の一時的な流出抑制及び有効利用を図るため、屋根に降った雨水を地中へ浸透させる施設(浸透桝)、貯留し利用する施設(小型貯留槽)を設置する方に対し、工事費の一部を補助する事業を平成9年度から実施しています。

令和3年度は、浸透型(浸透桝)16基、利用型(小型貯留槽)26基に対し補助金を交付しました。

- 〇雨水対策施設設置補助金交付要綱
 - 浸透型[地中に雨水を戻すための雨水浸透桝: 300以上]4基まで 1基 19,000円、2基 33,000円、3基 46,000円、4基 58,000円
 - 利用型[雨水を溜めて使用する小型貯留槽:内容量 1000以上]2基まで1基 19,000円、2基 38,000円
 - ・複合型[浸透型(4基まで)と利用型(2基まで)を併せて設置する場合]最高6基まで
 - ※設置工事に要した経費に 1/2 を乗じて得た額と上記限度額のいずれか小さい額が補助金額となる。

〇雨水対策施設設置補助金交付状況

年度	浸透型	利用型
平成9年度	19	25
平成 10 年度	39	20
平成 11 年度	11	9
平成 12 年度	36	7
平成 13 年度	32	10
平成 14 年度	24	8
平成 15 年度	12	10
平成 16 年度	23	17
平成 17 年度	13	15
平成 18 年度	35	17
平成 19 年度	18	24
平成 20 年度	18	16
平成 21 年度	34	19
平成 22 年度	5	22
平成 23 年度	23	27
平成 24 年度	16	20
平成 25 年度	16	28
平成 26 年度	17	17
平成 27 年度	8	19
平成 28 年度	10	20
平成 29 年度	15	14
平成 30 年度	16	16

年度	浸透型	利用型
令和元年度	5	14
令和 2 年度	5	15
令和3年度	16	26
合計	466	435



小型貯留槽

(4)水質汚濁の監視

市内の河川等の公共用水域の水質汚濁状況を把握するため、定期的に水質の測定を行っています。

昭和59、60年度に行った市内全域調査で確認された汚染井戸について、継続的に調査(市継続監視調査)を行っています。また、平成元年度からは、水質汚濁防止法に基づく調査(県概況調査、県継続監視調査)を行っています。

公共用水域における有害物質及び有機物の蓄積状況を把握する ため、定期的に河川底質調査を実施しています。

生物の生息・生育状況により総合的な水質環境を把握するため、 河川生物調査を実施しています。

(5)不老川浄化対策

平成3年8月に不老川流域が「生活排水対策重点地域」に指定されたため、平成4年3月に「不老川生活排水対策推進計画」を策定しま

した。この計画を平成19年3月に第二次計画、平成29年3月に第三次計画へと改定し、引き続き生活排水に関わる啓発活動等に努めています。

平成6年4月には「川越市生活排水対策指導員要綱」を定め、同年6月に生活排水対策の啓発に携わる指導員を選任しました。指導員は不老川流域の水質調査・生活排水対策研修会への参加等の活動をしています。

埼玉県では不老川水質環境保全対策事業として、荒川右岸川越浄 化プラントの処理水を狭山市の南入曽までポンプ圧送し、不老川に還 元することで水質改善と水量を確保する事業を行っています。また、 不老川に流入する久保川の下流に水質浄化施設を設置しました。



久保川水質浄化施設

(6)伊佐沼関連水質浄化対策

平成17年度から、伊佐沼の水質保全と周辺整備を一体的かつ地域住民と協働しながら推進するため「川越市伊佐沼及び伊佐沼周辺整備推進委員会」、「同連絡会議」を設置し、水質浄化を進めています。

啓発事業として、ハス、ヨシの再生に向けての事業を進めるととも に、浮島等の水質浄化のための施設及び啓発看板の設置を行ってい ます。

恒久対策として、公共下水道の整備や御成都市下水路のしゅんせつ工事を行うとともに、平成4年度から合併処理浄化槽設置整備補助事業が開始されました。平成12年度からは、農業集落排水事業を実施しています。

また、平成21年度から平成24年度において、親水護岸の整備や ヨシ等の植栽(県営地域用水環境整備事業)により、自然環境の保 全・水質の改善等を目的とした事業を実施しました。



現在の伊佐沼

(7)農業集落排水処理施設

平成18年4月から鴨田農業集落排水処理施設、平成24年4月から石田本郷農業集落排水処理施設の供用が始まりました。この施設は、農業集落における農業用用排水の水質保全及び生活環境の改善を図るために、農林水産省の農業集落排水統合補助事業(鴨田地区)及び農業集落排水資源循環統合補助事業(石田本郷地区)として、国・県の補助金、市費、受益者負担によって建設されました。



鴨田農業集落排水処理施設

(8)公共施設における雨水利用の推進・啓発

廃棄物を再利用するなどして作った雨水貯留槽を、公 共施設に設置し、花壇の水やりや車の洗浄等に雨水を有 効利用しています。

また小学校では、雨水を学校ビオトープの水源として使用するなど、環境学習等にも役立てています。



雨水利用(東清掃センター)

環境目標4



化学物質等の 環境リスク対策

私たちの生活では、多くの化学物質が様々な用途で使用されています。中には人の健康や生態系に影響を及ぼすような物質も存在しています。このため、化学物質に対する意識啓発、情報発信、適正管理等を通じて、有害化学物質対策を進めます。

また、放射性物質等、新たな環境リスクについても施策を展開し、市民等の安全・安心な暮らしと健康を守ります。

環境指標の目標と推移

化学物質の環境への排出量

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR 法)及び埼玉県 生活環境保全条例に基づき、事業者からの化学物質排出状況等を把握し、公表しています。

目標:令和2年度 -

令和7年度 -

単位:(t/年)

評価•課題

令和元年度の排出量317tの内訳は、大気への排出量316t、公共用水域への排出量1tとなっています。

基準年度値	276	平成 30 年度	292 (平成 28 年度)	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	(平成 24 年度)	令和元年度	315 (平成 29 年度)	令和 5 年度	_
平成 28 年度	285 (平成 26 年度)	令和 2 年度	319 (平成 30 年度)	令和 6 年度	_
平成 29 年度	300 (平成 27 年度)	令和3年度	317 (令和元年度)	令和7年度	_

有害大気汚染物質の環境基準達成状況【再掲】

第2章・第6節を参照ください。

ダイオキシン類環境基準達成状況(大気、土壌、水質)

ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項に基づき、ダイオキシン類の常時監視(大気環境、土壌、河川水質、地下水質及び河川底質)を行っています。

目標:令和 2 年度 100 令和 7 年度 100

単位:(%)

評価•課題

全ての項目(大気環境、土壌、河川水質、地下水質及び河川底質)で環境基準を達成しました。

基準年度値	100	平成 30 年度	100	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	100	令和元年度	100	令和 5 年度	_
平成 28 年度	100	令和 2 年度	100	令和 6 年度	_
平成 29 年度	100	令和3年度	100	令和7年度	_

大気空間放射線量基準達成状況

大気中の放射線量を把握するため、市内14地点で空間放射線量モニタリングを実施しています。 達成状況(%)=放射性物質汚染対処特措法の基準値(0.23 μ Sv/h)の達成率

目標:令和 2 年度 100 令和 7 年度 100

単位:(%)

評価•課題

全14地点で基準値を達成しました。

基準年度値	F度値 100	平成 30 年度	100	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	100	令和元年度	100	令和 5 年度	_
平成 28 年度	100	令和 2 年度	100	令和 6 年度	
平成 29 年度	100	令和3年度	100	令和7年度	-

主な施策の実施状況

(1)ダイオキシン類調査

令和3年度に実施した大気、土壌、河川水、地下水及び底質の環境調査の結果は、以下の とおりです。すべての測定結果が環境基準を達成しました。

〇大気調査結果(令和3年度)

単位:(pg-TEQ/m³)

司本业上	ダイオキシン類					環境
調査地点 	春期	夏期	秋期	冬期	年平均	基準値
川越測定局	0.012	0.010	0.011	0.0096	0.011	0.6
南文化会館	0.0085	0.010	0.013	0.011	0.011	0.6

〇土壌調査結果(令和3年度)

単位:(pg-TEQ/g)

調査地点	ダイオキシン類	環境基準値
山田中学校	1.4	1 000
武蔵野小学校	0.085	1,000

〇河川水調査結果(令和3年度)

単位:(pg-TEQ/l)

調査地点	ダイオキシン類	環境基準値
初雁橋(入間川)	0.045	
旭橋(新河岸川)	0.10	1
不老橋(不老川)	0.044	

〇地下水調査結果(令和3年度) 単位:(pg-TEQ/Q)

調査地点	ダイオキシン類	環境基準値	
野田中学校防災井戸	0.041	1	

〇河川底質調査結果(令和3年度)

単位:(pg-TEQ/g)

測定地点	ダイオキシン類	環境基準値
初雁橋(入間川)	0.27	
旭橋(新河岸川)	4.7	150
不老橋(不老川)	0.96	

環境目標5



歴史と文化を 生かした地域づくり

本市は、蔵造りの町並みをはじめ、城下町として栄えてきた時代の面影など、歴史的文化的遺産に恵まれています。先人から引き継がれた大切な遺産を地域の重要な景観資源として保全し、次の世代に継承していくため、歴史と文化を生かした地域づくりに努めます。

環境指標の目標と推移

伝統的建造物特定件数

重要伝統的建造物群保存地区に選定される川越市川越伝統的建造物群保存地区の歴史的風致及び伝統的建造物群を維持していると認められる建造物を、地区の保存計画に「伝統的建造物」として定めた件数です。

目標:令和 2 年度 140 令和 7 年度 150

単位:(件)

評価•課題

令和3年度は伝統的建造物の特定はありませんで した。特定候補建造物所有者の意向をふまえ調査を 行うなど、概ね毎年数件ずつ特定しています。

特定は所有者の同意が必要であることから、所有者 等に対し建造物及び町並みの文化財的価値、伝建地 区制度について充分に周知を図る必要があります。

また、特定後の保存修理に係る補助金交付要望に 対応するための財源を安定的に確保する必要があり ます。

基準年度値	131	平成 30 年度	135	令和 4 年度	
(平成 26 年度)	131	令和元年度	135	令和 5 年度	<u>—</u>
平成 28 年度	133	令和 2 年度	136	令和6年度	
平成 29 年度	135	令和3年度	136	令和7年度	<u>—</u>

歴史的地区環境整備街路事業の延長

歴みち事業(歴史的地区の環境を保全すると同時に、観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の保全を図る総合的な街路整備事業)の総延長のうち、整備済みの延長をあらわしています。

歴みち事業の実施により、歴史的文化遺産の発掘、整備を促進し、歴史的文化遺産の継承を図っています。

目標: 令和 2 年度 1,690 令和 7 年度 2,090

単位:(m)

評価•課題

令和3年度は、連雀町新富町通線の舗装工事 (350mのうち232m)を行いました。令和4年度は残りの 舗装工事を行う予定です。令和7年度までの目標は達成しましたが、引き続き進捗を図っていきます。

基準年度値	基準年度値 1.320	平成 30 年度	1,470	令和 4 年度	<u>—</u>
(平成 26 年度)	1,320	令和元年度	1,940	令和 5 年度	_
平成 28 年度	1,470	令和 2 年度	1,940	令和6年度	
平成 29 年度	1,470	令和3年度	2,172	令和7年度	_

景観重要建造物及び都市景観重要建築物等の指定数

歴史と文化に富んだ「川越らしさ」を継承し、魅力あふれる快適なまちを形成することを目的として、「旧川越市都市景観条例」(昭和63年制定)に基づき、「都市景観重要建築物等」の指定を進めてまいりましたが、平成26年7月1日の、景観法に基づく「川越市景観計画」及び「川越市都市景観条例」の全面施行とともに、「旧川越市都市景観条例」の廃止に伴い指定を終了しました。現在は景観法に基づく「景観重要建造物」の指定を進めております。

令和3年度は、景観重要建造物の新規指定を1件、都市景観重要建築物から景観重要建造物への移行を1件実施しました。

目標: 令和 2 年度 85 以上 令和 7 年度 90 以上

単位:(件)

評価•課題

平成26年度を最後に、都市景観重要建築物等の新規指定は終了しましたが、平成27年度より景観法に基づく景観重要建造物の新規指定及び景観重要建造物への移行を実施しています。

旧条例に基づく都市景観重要建築物等を、景観法に基づく景観重要建造物へ順次移行されるよう所有者 等への働きかけを行うほか、景観重要建造物の新規 指定を推進していく必要があります。

基準年度値	76	平成 30 年度	85	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	/0	令和元年度	85	令和 5 年度	_
平成 28 年度	84	令和 2 年度	85	令和6年度	_
平成 29 年度	84	令和3年度	86	令和7年度	_

河越館跡整備率

国指定史跡河越館跡の整備率を表しています。

目標: 令和 2 年度 78 令和 7 年度 100

単位:(%)

評価・課題

令和3年度で用地取得は完了し、今後は発掘調査 及び道路付替工事を実施します。

第1期整備から10年以上経過しており、整備手法を含めて保存活用計画の策定が必要です。

基準年度値	基準年度値 30.4	平成 30 年度	30.4	令和 4 年度	—
(平成 26 年度)	30.4	令和元年度	30.4	令和 5 年度	_
平成 28 年度	30.4	令和 2 年度	30.4	令和6年度	_
平成 29 年度	30.4	令和3年度	30.4	令和7年度	_

指定文化財の数

川越市内における指定文化財等の数をあらわしています。

内訳は、国指定等文化財16件、県指定文化財42件、市指定文化財194件となっています。

目標: 令和 2 年度 263 令和 7 年度 273

単位:(件)

評価•課題

文化財として価値のあるものを順次指定していますが、文化財の維持・修復に要する助成費用が増大しているのが現状です。

基準年度値	251	平成 30 年度	253	令和 4 年度	<u>—</u>
(平成 26 年度)	231	令和元年度	253	令和 5 年度	<u>—</u>
平成 28 年度	252	令和 2 年度	253	令和6年度	
平成 29 年度	252	令和3年度	252	令和7年度	_

登録有形文化財・登録記念物の数

川越市内の登録有形文化財の数をあらわしています。

文化財登録制度は、平成8年に文化財保護法を改正し制度化されたもので、緩やかな保護措置を講じ、従来の指定制度を補完するものです。文化財保護法では、「その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる」としています。

目標: 令和 2 年度 16 令和 7 年度 20 以上

単位:(件)

評価•課題

市内所在の有形文化財の悉皆調査の実施が課題です。

基準年度値	12	平成 30 年度	13	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	12	令和元年度	13	令和 5 年度	_
平成 28 年度	13	令和 2 年度	13	令和 6 年度	_
平成 29 年度	13	令和3年度	13	令和7年度	_

主な施策の実施状況

(1)景観重要建造物等

歴史と文化に富んだ「川越らしさ」を継承し、魅力あふれる快適なまちを形成することを目的として、「旧川越市都市景観条例」(昭和63年制定)に基づき、川越の都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる建築物、工作物、樹木、樹林等を「都市景観重要建築物等」として指定し、保存に努めてきました。

平成26年7月1日の、景観法に基づく「川越市景観計画」及び「川越市都市景観条例」の全面施行とともに、「旧川越市都市景観条例」の廃止に伴い指定を終了しましたが、今後は景観法に基づく景観重要建造物の指定を進めていきます。

令和3年度は、景観重要建造物の新規指定を1件、都市景観重要建築物から景観重要建造物への移行を1件実施しました。



文化財所有者や管理者の文化財に対する防火意識を高めるため、 1月26日の「文化財防火デー」に合わせ、喜多院、東照宮、日枝神社 を会場として防火訓練を実施しています。令和3年度は新型コロナウ イルス感染症拡大防止のため中止となりました。

(三芳野神社は、自主的に防火訓練を実施しています。)

(3)文化財の調査事業

埋蔵文化財調査は、埋蔵文化財包蔵地内での開発がある場合に 埋蔵文化財の有無を確認するため、試掘調査を行います。埋蔵文化 財が確認された場合、開発業者との協議を経て本格的な発掘調査を 実施します。また、史跡の確認調査等も行います。

令和3年度は、試掘調査を97件、発掘調査を12件行い、多数の 遺構・遺物が検出されました。

(4)重要伝統的建造物群保存地区

平成10年6月23日に「川越市伝統的建造物群保存地区保存条例」 を制定し、重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた取組を進めて きました。

平成11年4月9日、川越市川越伝統的建造物群保存地区を都市計画決定し、平成11年12月1日には、国から重要伝統的建造物群保存地区として選定されました。

令和元年12月1日には、国の重要伝統的建造物群保存地区選定 20周年を迎え、まちづくりシンポジウムの開催等、記念行事を行いま した。

現在、伝統的建造物136件、環境物件3件が特定されています。





(田中屋商店修理事業)

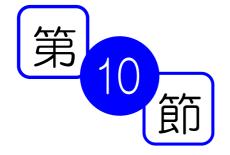


川越城跡第 40 次調査 (本丸御殿の基礎遺構検出場所を白線 で加筆)



重要伝統的建造物群保存地区の町並み

環境目標5



快適に暮らせる まちづくり

都市環境を考える上で、景観に配慮したまちづくりや環境負荷の少ない交通体系の確立は、重要な課題として挙げられます。また、近年では、水害や地震等の自然災害への対応も大きな課題の一つとして浮上しています。

地域の特性や魅力を生かした都市機能の集約化を目指しながら、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを目指します。

環境指標の目標と推移

電線類の地中化延長

電線類の地中化工事を実施した区間の総延長をあらわしています。 令和3年度は実績なしですが、今後も関係課と連携を図り、事業を進めてまいります。

目標:令和 2 年度 11,705 令和 7 年度 14,425

単位:(m)

評価•課題

電線類地中化事業箇所は、現在、継続箇所が1箇 所、計画箇所が6箇所となっています。

基準年度値 0.425	9.425	平成 30 年度	10,490	令和 4 年度	<u> </u>
(平成 26 年度)	9,423	令和元年度	10,869	令和 5 年度	_
平成 28 年度	9,866	令和 2 年度	10,869	令和 6 年度	<u>—</u>
平成 29 年度	10,158	令和3年度	10,869	令和7年度	_

屋外広告物簡易除却数

屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき、川越市屋外広告物条例に違反する立看板、張り紙、張り札等の除却数をあらわしています。

令和3年度は市民ボランティア(28団体 182 名)及び川越市職員により、違反広告物の簡易除却を実施しました。

市民ボランティアによる除却数は 901 枚で、除却総数は 2,699 枚です。

また、月に一度川越市職員(道路環境整備課、都市計画部職員、収集管理課等)、県土整備事務所、川越警察署、東京電力(株)、NTT東日本との相互委託により一斉除却を実施しました。

目標: 令和 2 年度 6,500 令和 7 年度 6,000

単位:(枚/年)

評価•課題

地道な除却活動によって、違反広告物の掲出件数自体が減少し、市民からの通報も減少しました。

繰り返し掲出される違反広告物を減少させるためには、適正な掲出への意識付けや屋外広告物条例への 理解が重要です。

引き続き、市民等に対して屋外広告物条例の普及 啓発に努めるとともに、市民ボランティアの登録につい てPRを続けていく必要があります。

基準年度値	5.297	平成 30 年度	4,257	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	5,237	令和元年度	5,087	令和 5 年度	_
平成 28 年度	4,090	令和 2 年度	3,676	令和6年度	_
平成 29 年度	4,006	令和3年度	2,669	令和7年度	_

都市景観形成地域指定数

川越市都市景観条例に基づき、地域の特色を生かした都市景観を形作っている地域及びこれからの優れた都市景観を創造していく地域の指定数をあらわしています。

「川越市都市景観形成基本計画」において、都市景観行政を集中的に行う必要がある8つの重点地域を 定めています。そのうち3地域(川越駅西口地区、川越十カ町地区、クレアモール・八幡通り・中央通り周辺 地区)を「都市景観形成地域」に指定しています。

この3地域については、平成26年7月1日施行の「川越市景観計画」に位置付けました。

川越市歴史的風致維持向上計画における重点区域である喜多院周辺地区において、平成27年度より都市景観形成地域指定に向けて、地域の方と都市景観形成基準等について検討を実施。令和元年9月17日付で喜多院周辺地区を新たな「都市景観形成地域」に指定しました。

目標:令和2年度 4以上令和7年度 5以上

単位:(地域)

評価•課題

指定地区を増やすために、従前の自主条例であった川越市都市景観条例を、より実効性のある景観法に基づく委任条例に移行し、平成26年7月1日に新たな川越市都市景観条例を全面施行しました。

市民と行政の協働による景観まちづくりを推進するため、普及・啓発活動に努めていきます。

基準年度値	2	平成 30 年度	3	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	3	令和元年度	4	令和 5 年度	_
平成 28 年度	3	令和 2 年度	4	令和6年度	_
平成 29 年度	3	令和3年度	4	令和7年度	_

都市計画道路の整備率

市内の都市計画道路総延長のうち、整備済みの都市計画道路延長の占める割合です。

目標: 令和 2 年度 46.1 令和 7 年度 47.1

単位:(%)

評価•課題

道路整備に係る財源の確保が難しくなってきています。優先整備路線の検討をより一層進めるとともに、都市計画道路の計画的な整備が重要となっています。

基準年度値	44.1	平成 30 年度	47.7	令和 4 年度	_	
	(平成 26 年度)	44.1	令和元年度	48.5	令和 5 年度	_
	平成 28 年度	45.0	令和 2 年度	48.5	令和6年度	<u> </u>
	平成 29 年度	45.9	令和3年度	48.5	令和 7 年度	_

主要駅周辺の都市計画道路の整備率

市内の主要駅周辺における都市計画道路の延長のうち、整備済み区間延長の占める割合です。

目標:令和 2 年度 42.1 令和 7 年度 52.2

単位:(%)

評価•課題

道路整備に係る財源の確保が難しくなってきています。優先整備路線の検討をより一層進めるとともに、都市計画道路の計画的な整備が重要となっています。

基準年度値	29.3	平成 30 年度	41.9	令和 4 年度	<u>—</u>
(平成 26 年度)	29.5	令和元年度	46.0	令和 5 年度	_
平成 28 年度	33.0	令和2年度	46.0	令和 6 年度	
平成 29 年度	37.7	令和3年度	46.0	令和7年度	-

交通事故発生件数

交通ルールの遵守とマナーの向上を図るため、また、交通環境の改善に関わる市民運動の推進および 各種の指導措置として交通安全啓発活動、学童安全対策等を実施しています。

目標: 令和 2 年度 8,570 令和 7 年度 8,120

単位:(件/年)

評価•課題

前年と比較して増加しているが、新型コロナウイルス感染拡大前と比較すると減少しており、交通安全運動の効果があったと思われます。一方で、人身交通事故のうち、自転車、高齢歩行者に関係する事故が多く、啓発活動を行っていく中で特に重点的に呼びかけていく必要があります。

基準年度値	8.850	平成 30 年度	9,166	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	0,000	令和元年度	9,080	令和 5 年度	_
平成 28 年度	9,283	令和 2 年度	7,826	令和6年度	<u> </u>
平成 29 年度	9,375	令和3年度	8,460	令和7年度	_

※埼玉県警察の統計からの出典

※「第三次川越市環境基本計画」では、平成 26 年度が 9,031 件となっていますが、本書では、埼玉県警察の統計を基に年度表記に統一を図ったため数値の調整をおこなっています。

自転車シェアリングの年間トリップ数

24時間貸出・返却可能な無人のサイクルポートを52箇所、有人窓口を2箇所設置しています。(令和3年度)

目標:令和 2 年度 80,300 令和 7 年度 80,300

単位:(回)

評価•課題

トリップ数については、市内ステーションの増加や 近隣市での導入による相互利用等により大幅に増大 し、目標を達成している状況です。

今後も利用者の二一ズを反映し、ステーションの拡 充等、利便性の向上に努めていきます。

基準年度値	62.569	平成 30 年度	123,581	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	02,309	令和元年度	86,752	令和 5 年度	_
平成 28 年度	111,642	令和 2 年度	85,721	令和 6 年度	-
平成 29 年度	131,286	令和3年度	131,100	令和7年度	_

自転車駐車施設利用台数

市内11駅の市営・公営自転車駐車場、無料自転車置場および民営自転車駐車場の1日あたりの利用台数です。(10月調べ)

目標:令和2年度 - 令和7年度 -

単位:(台/日)

評価•課題

自転車駐車施設利用台数は昨年度から減少しています。原因については、コロナ禍において通勤・通学の 形態が多様化していることなどが考えられます。

市営自転車駐車場において、経年による劣化が生 じている施設もあることから、計画的な施設の保全を 実施し、自転車利用を促進する必要があります。

基準年度値	21,243	平成 30 年度	22,827	令和 4 年度	<u>—</u>
(平成 26 年度)	21,243	令和元年度	22,512	令和 5 年度	_
平成 28 年度	20,442	令和 2 年度	18,251	令和6年度	_
平成 29 年度	20,525	令和3年度	17,933	令和7年度	_

自主防災組織結成率

市内全世帯数のうち、自主防災組織構成世帯数の占める割合を表しています。

目標: 令和 2 年度 85.0 令和 7 年度 90.0

単位:(%)

評価•課題

地域の防災講話等を通じて、災害時における「共助」の重要性について周知を図りました。

今後、自主防災組織の結成及び継続的な運営が行えるような環境づくりが課題です。

基準年度値	75.9	平成 30 年度	78.76	令和 4 年度	<u>—</u>
(平成 26 年度)	73.9	令和元年度	79.65	令和 5 年度	<u> </u>
平成 28 年度	76.67	令和 2 年度	81.20	令和6年度	-
平成 29 年度	76.69	令和3年度	81.76	令和7年度	<u>—</u>

主な施策の実施状況

(1)電線類の地中化事業

平成元年より、安全で快適な道路空間の確保、都市防災活動の向上、優れた都市景観の創出を図るため、電線類の地中化事業を実施しています。

令和元年度は、川越駅南大塚線(市道0010号線)について 379mの 管路布設を行いました。

(2)市内循環バス「川越シャトル」の運行

市内の路線バスを補完する公共交通機関として、交通空白地域の解 消及び主な公共施設等への交通の利便性の向上等を図ることを目的に、 平成8年3月から「川越シャトル」を運行しています。平成30年4月に路 線の全面見直しを行い、13系統で運行しています。

市内在住の高齢者(70歳以上)と障害のある方については、市が発行する特別乗車証により特別料金(70歳以上 100 円、90歳以上又は障害者無料)で利用できます。

〇市内循環バス「川越シャトル」利用者状況(令和3年度)

利用者数:334,203人

(3)クリーン川越市民運動(ごみゼロ運動)

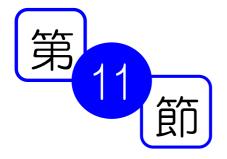
公共の場の快適な環境づくりを推進するため、昭和58年5月にクリーン川越市民運動推進協議会が設置され、春と秋の年2回それぞれの地域で、道路や河川などに捨てられているごみを拾う美化清掃活動を実施しています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2回とも中止 となりました。





環境目標5



人づくり・ネット ワークづくり

市民、事業者、民間団体及び市の各主体が自主的に、かつ、協働で環境保全活動を実践するためには、各主体が日常生活や事業活動と環境との関わりに気付き、自分の役割や責任を理解し、行動・参加するための力を身に付けることが重要です。そのために、環境に関する情報を広く提供するとともに、多様な場や機会での環境教育・環境学習を推進します。

環境指標の目標と推移

環境学習講座への参加者数

市内の公民館で開催された、環境に関する講座の延べ参加人数をあらわしています。 令和3年度は、自然観察会、ホタルの飼育講座、リサイクルに関する講座など18事業を実施し、 延べ742人の参加がありました。

目標:令和2年度 -

令和7年度 -

単位:(延べ人/年)

評価•課題

多数の受講者が参加する講座を提供するとともに、 参加した方が環境に関心を持つよう内容の充実に努 めます。

基準年度値	2.141	平成 30 年度	2,019	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	2,141	令和元年度	1,943	令和 5 年度	_
平成 28 年度	2,210	令和 2 年度	240	令和 6 年度	_
平成 29 年度	1,940	令和3年度	742	令和7年度	_

環境学習講座の開催数

市内の公民館における環境に関する講座の開催件数です。

目標:令和2年度 -

令和7年度 -

単位:(件/年)

評価•課題

令和3年度は、自然観察会、ホタルの飼育講座、リサイクルに関する環境講座など18事業を実施しました。多様化する環境問題に対応する講座を開催していくように努めていきます。

基準年度個	<u>5</u> 25	平成 30 年度	25	令和 4 年度	<u>—</u>
(平成 26 年)	度) 25	令和元年度	25	令和 5 年度	
平成 28 年	隻 26	令和 2 年度	9	令和6年度	<u>—</u>
平成 29 年	度 23	令和3年度	18	令和7年度	_

環境月間ポスターコンクール応募数

川越市内在住・在学の小中学校児童・生徒を対象とした、環境月間ポスターコンクールの応募件数です。6月5日の「環境の日」及び6月の「環境月間」の周知を図り、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に向けた市民の意識高揚を図ること、また、環境問題について児童・生徒に認識させることを目的として実施しています。

目標: 令和 2 年度 800 令和 7 年度 1,000

単位:(件/年)

評価•課題

応募数を増やしていくためには、広報等を活用して の周知徹底に加え、学校への働きかけを強化する必 要があります。

基準年度値	362	平成 30 年度	438	令和 4 年度	<u>—</u>
(平成 26 年度)	302	令和元年度	522	令和 5 年度	<u>—</u>
平成 28 年度	352	令和 2 年度	0	令和6年度	_
平成 29 年度	389	令和3年度	121	令和7年度	<u> </u>

環境教育・環境学習に関する事業数

市の主催、共催等による環境に関する事業数を表しています。

目標: 令和 2 年度 60 令和 7 年度 70

単位:(事業/年)

評価•課題

多様な場や機会での環境教育・環境学習を推進し、 環境に対する意識の啓発を図ります。

基準年度値	53	平成 30 年度	160	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	J3	令和元年度	152	令和 5 年度	<u> </u>
平成 28 年度	98	令和 2 年度	114	令和6年度	<u> </u>
平成 29 年度	152	令和3年度	163	令和7年度	<u>—</u>

環境推進員活動数

環境推進員の活動数を表しています。

環境推進員は、各自治会からの推薦により選出され、地域のリーダーとしてごみの減量・資源化の推進・啓発、ごみの分別指導や地域の美化活動の推進・啓発を行い、市民と行政が一体となり環境問題に対処し、住みよい魅力あるまちにすることを目的として活動しています。

目標:令和2年度 -

令和7年度 -

単位:(件/年)

評価•課題

地域の実情に応じて、様々な種類の活動が実施されています。令和3年度はコロナ禍のため活動数は減少しています。

基準年度値	606	平成 30 年度	562	令和 4 年度	<u>—</u>
(平成 26 年度)	000	令和元年度	517	令和 5 年度	_
平成 28 年度	653	令和 2 年度	379	令和6年度	<u>—</u>
平成 29 年度	607	令和3年度	352	令和7年度	_

クリーン川越市民運動参加人数

クリーン川越市民運動参加人数を表しています。

住民参加による啓発・清掃活動を実施することにより、住民の環境美化に対する関心を高め、公共の場の快適な環境づくりを推進します。

目標:令和2年度 -

令和7年度 -

単位:(人/年)

評価•課題

春・秋の年2回、各自治会などを中心に市内全域で ごみゼロ運動を実施しています。令和3年度はコロナ 禍のため中止としました。

基準年度値	102,838	平成 30 年度	99,540	令和 4 年度	<u>—</u>
(平成 26 年度)		令和元年度	99,908	令和 5 年度	_
平成 28 年度	105,769	令和 2 年度	0	令和6年度	<u>—</u>
平成 29 年度	85,855	令和3年度	0	令和 7 年度	_

かわごえ環境ネット主催等の事業数

平成12年8月に設立された、市民、事業者、民間団体、行政の4者によるネットワーク組織「かわごえ環境ネット」が主催や参加をした事業や行事等の数をあらわします。

令和3年度は、総会をはじめ、動植物の実態調査や保全活動、クリーン活動、環境講演会、広報紙発行などの事業を展開しました。

目標: 令和 2 年度 55 以上 令和 7 年度 60 以上

単位:(事業/年)

評価•課題

各専門部会の活動を中心として、活発に事業を展開しました。活動が広範にわたるため、体制を整備するとともに、活動ができる新たな会員の増加を図る必要があります。

基準年度値	51	平成 30 年度	50	令和 4 年度	<u> </u>
(平成 26 年度)	JI	令和元年度	57	令和 5 年度	_
平成 28 年度	58	令和 2 年度	49	令和6年度	_
平成 29 年度	61	令和3年度	45	令和7年度	_

主な施策の実施状況

(1)市民環境調査

身近な環境調査を行うことにより、暮らしのなかの環境を考えるきっか けとしていただくことを目的として実施しています。

平成8年度から実施しており、調査テーマとしては湧水、樹木、昆虫、 鳥類等と多岐にわたっています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

(2)こどもエコクラブ

子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境活動・環境学習を 行えるよう支援しています。

令和3年度こどもエコクラブ研修会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

また、第20回かわごえ環境フォーラムにおいて、こどもエコクラブ発表会を実施し、1年間に行った活動について発表しました。(令和4年2月26日実施、参加者:1クラブ5名)

(3)星空観察の集い

星空を観察するという身近な方法を通じて、大気環境の状態を調査し、 大気環境保全の意識を喚起するため、夏期と冬期の年2回開催していま す。

市内小中学校教諭による星の基礎知識や見つけ方などの講義、プラネタリウムの上映、天体望遠鏡や双眼鏡を使用した星空観察を行っています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

(4)かわごえ環境ネット

かわごえ環境ネットは、市民、事業者、民間団体及び川越市がパートナーシップを形成し、それぞれが役割を理解しつつ、協働して環境保全活動を行い、「望ましい環境像」を実現していくための組織として、平成12年8月に設立されました。

令和3年度末で、個人 141、事業者24、民間団体25、それに本市1 を加えて、計 191 会員が活発な環境保全活動を展開しています。

その活動内容については、第3章「市民・事業者の環境への取組状況」にて報告されています。



まち歩き気温等観測調査



こどもエコクラブ研修会



星空観察の様子



かわごえ環境ネット シンボルマーク



環境指標および 令和3年度現状値一覧

目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
令和2年度:1,989 (平成29年度:2,091) 令和7年度:1,819 (令和4年度:1,921)	1,880 (H30年度)	2,062 (H23年度)
令和2年度:58,200 令和7年度:55,140	62,172	60,187
令和2年度:100 令和7年度:100	100	100
令和2年度:89 令和7年度:90	88	83
令和2年度:88.0 令和7年度:95.0以上※	85.6	75.9
令和2年度:100 令和7年度:100	100	100
	令和2年度:1,989 (平成29年度:2,091) 令和7年度:1,819 (令和4年度:1,921) 令和2年度:58,200 令和7年度:55,140 令和7年度:100 令和7年度:90 令和2年度:89 令和7年度:90 令和2年度:880 令和7年度:95,0以上※	日標値 現状値 令和2年度:1,989 (平成29年度:2,091) 令和7年度:1,819 (令和4年度:1,921) 令和2年度:58,200 令和7年度:55,140 令和7年度:100 令和7年度:100 令和7年度:90 令和2年度:89 令和7年度:90 令和2年度:88.0 令和7年度:95.0以上※ 令和2年度:100

2. 循環型社会の構築			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)	令和2年度:855 令和7年度:855	825	896
資源回収を除く家庭系1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)	令和2年度:467 令和7年度:466	502	511
ごみ年間排出量(t/年)	令和2年度:109,188 令和7年度:107,958	106,617	114,238
つばさ館来館者数(人/年)	令和2年度:53,000 令和7年度:55,000	29,861	49,261
リサイクル率(%)	令和2年度:30 令和7年度:35	21.8	25.0
最終処分量(t/年)	令和2年度:1,000以下 令和7年度:1,000以下	4,785	2,693

3. 生物多様性の保全			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
生物多様性講座数(回/年)	令和2年度:3 令和7年度:5	1	1
ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数(箇所)	令和2年度:5 令和7年度:6	4	4
多自然型護岸の延長(m)	-	22,696.48	20,763.18
有害鳥獣捕獲許可件数(件/年)	-	15	24
特定外来生物(アライグマ)の捕獲頭数(頭/年)	-	201	105

4. 貴重な緑の保全			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
緑地面積(ha)	-	2,819	2,830
樹林地の面積(㎡)	-	3,235,000	3,614,000
樹林地の公有地化面積(m))	-	114,400	97,090
市民の森など法令等による指定面積(㎡)	令和2年度:1,583,960 令和7年度:2,000,000	897,687	1,019,768
保存樹木数(本)	令和2年度:290 令和7年度:340	149	228
人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計 数(経営体)	令和2年度:150 令和7年度:200	280	36

5. 多様な緑の創出・育成			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
緑化本数(本/年)	-	2,810	1,320
緑地面積(ha) 【再掲】	-	2,819	2,830
1人当たりの都市公園面積(㎡)	令和2年度:5.10 令和7年度:6.79	4.72	4.66
都市公園数(箇所)	令和2年度:321 令和7年度:336	325	303
緑に関する講座数(回/年)	-	0	4

6. 大気環境の保全			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
大気環境基準達成状況(%)	令和2年度:82 令和7年度:100	82	71
PM2.5の大気環境基準達成状況(%)	令和2年度∶75 令和7年度∶100	100	0
光化学オキシダントの大気環境基準達成状況(%)	令和2年度∶33 令和7年度∶100	0	0
有害大気汚染物質の環境基準達成状況(%)	令和2年度∶100 令和7年度∶100	100	100
公害苦情件数(件/年)	-	105	88

7. 水環境の保全			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
下水道雨水貯留浸透事業数(箇所)	令和2年度:21 令和7年度:22	24	21
家庭雨水貯留槽設置数(基)	令和2年度:960 令和7年度:1,170	901	702
公共施設雨水貯留浸透対策量(㎡)	令和2年度:55,000以上 令和7年度:55,000以上	54,305	54,305
公共施設雨水利用施設数(箇所)	-	25	22
開発による雨水流出抑制対策量(㎡)	-	621,450	502,959
市内湧水の箇所数(箇所/年)	-	26	26
水質汚濁に係る環境基準達成状況(%)	令和2年度:100 令和7年度:100	100	89
健康項目の公共用水域環境基準達成状況(%)	令和2年度:100 令和7年度:100	100	100
生活排水処理率(%)	令和2年度:98.6 令和7年度:100	96.4	94.3
地下水環境基準達成状況(%) 市内32メッシュ (2km)	令和2年度:現状値以上 令和7年度:現状値以上	84	72

8. 化学物質等の環境リスク対策			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
化学物質の環境への排出量(t/年)	-	317 (令和元年度)	276 (平成24年度)
有害大気汚染物質の環境基準達成状況(%) 【再掲】	令和2年度∶100 令和7年度∶100	100	100
ダイオキシン類環境基準達成状況(大気、土壌、水質)(%)	令和2年度∶100 令和7年度∶100	100	100
大気空間放射線量基準達成状況(%)	令和2年度∶100 令和7年度∶100	100	100

9. 歴史と文化を生かした地域づくり			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
伝統的建造物特定件数(件)	令和2年度∶140 令和7年度∶150	136	131
歴史的地区環境整備街路事業の延長(m)	令和2年度∶1,690 令和7年度∶2,090	2,172	1,320
景観重要建造物及び都市景観重要建築物等の指定数(件)	令和2年度:85以上 令和7年度:90以上	86	76
河越館跡整備率(%)	令和2年度∶78 令和7年度∶100	30.4	30.4
指定文化財の数(件)	令和2年度∶263 令和7年度∶273	252	251
登録有形文化財・登録記念物の数(件)	令和2年度:16 令和7年度:20以上	13	12

10. 快適に暮らせるまちづくり			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
電線類の地中化延長(m)	令和2年度:11,705 令和7年度:14,425	10,869	9,425
屋外広告物簡易除却数(枚/年)	令和2年度: 6,500 令和7年度: 6,000	2,669	5,297
都市景観形成地域指定数(地域)	令和2年度:4以上 令和7年度:5以上	4	3
都市計画道路の整備率(%)	令和2年度: 46.1 令和7年度: 47.1	48.5	44.1
主要駅周辺の都市計画道路の整備率(%)	令和2年度: 42.1 令和7年度: 52.2	46.0	29.3
交通事故発生件数(件/年)	令和2年度:8,570 令和7年度:8,120	8,076	8,850
自転車シェアリングの年間トリップ数(回)	令和2年度:80,300 令和7年度:80,300	131,100	62,569
自転車駐車施設利用台数(台/日)	_	17,933	21,243
自主防災組織結成率(%)	令和2年度:85.0 令和7年度:90.0	81.76	75.9

11. 人づくり・ネットワークづくり			
環境指標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
環境学習講座への参加者数(延べ人/年)	_	742	2,141
環境学習講座の開催数(件/年)	-	18	25
環境月間ポスターコンクール応募数(件/年)	令和2年度:800 令和7年度:1,000	121	362
環境教育・環境学習に関する事業数(事業/年)	令和2年度:60 令和7年度:70	163	53
環境推進員活動数(件/年)	_	352	606
クリーン川越市民運動参加人数(人/年)	_	0	102,838
かわごえ環境ネット主催等の事業数(事業/年)	令和2年度:55以上 令和7年度:60以上	45	51

第3章

市民・事業者の環境への取組状況

本章では、市民、事業者、民間団体、行政がパートナーシップを形成し、それぞれが 役割を理解し実行できるよう平成12年8月に設立された「かわごえ環境ネット」等の活動を紹介しています。

社会環境部会の活動

2021 年度は昨年に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、それ以前のような不特定多数を対象とした活動は自粛することとなりました。一方、脱炭素社会に向けての世界的な動向や、脱成長に関する議論の活性化、2030 年までの持続可能な開発目標 SDGs の社会への浸透など、ここ数年はグローバル規模で社会システムの転換期にあることを実感しています。未曽有の感染症の終息が見えない中、私たちはこれまで以上に自分が暮らす地域において自然環境とのつながりを回復していくことや、生活スケールからの社会課題へのアクションが重要になっているのではないでしょうか。

社会環境部会が目標に掲げる「持続可能な社会の構築」、「地球温暖化対策の推進」、「循環型社会の形成」といった一見個人や市民団体で対応することに臆してしまう大きなテーマに関しても、日々の生活やまちでの暮らしにスケールダウンして、世界と今ここを結び付け、ささやかな変化を実践していくこと、そのためのアイデアを市民団体として発信することを意識した1年でした。

社会環境部会の担当するコラム「社会と環境について思うこと」では、2021 年は 11 件のコラムを投稿し、SDGs や脱炭素社会、身近なエコ活動などに関するテーマを扱い、部会メンバーで協力して、環境問題に関する意識啓発をしました。

自主活動といては、①6 月に「埼玉版 SDGs」についての講座を例会にてオンライン受講、②12 月には環境講演会 2021「脱炭素社会に向けて~市民がやるべきこと 挙げるべき声~」をウェスタ川越で開催、また社会環境部会の新たな試みとして③農業に関するアンケートを行いました。

協力活動としては、④10 月に開催された「アースデイ川越 in 昭和の街 2021」においてオンラインワークショップ「みつけてみよう!!みんなのおうちからつながる世界 2021」の出展、⑤7 月に開催された「川越若者会議」第5 回会議への参加もしました。

【コラム】社会と環境について思うこと(11件)

(6) SDGs の考え方を生かした取り組みについて	[2021年1月号 No.171]
(7) 暴走する地球温暖化を止めるために!	[2021年2月号No.172]
(8) 『健康な笑顔』~ネパール日記から	[2021年3月号No.173]
(9) ミミズ利用による家庭生ごみ処理	[2021年4月号 No.174]
(10) 田んぼは都市のコモンズになり得るか	[2021年5月号No.175]
(11) 経済成長が気候変動に、脱成長の実現を!!	[2021年6月号No.176]
(12) ごみをお金に代えている徳島県上勝町との比較	[2021年7月号 No.177]
(13) 大江戸しあわせ指南~身の丈に合わせて生きる	[2021年8月号No.178]
(14) 脱炭素社会に向けて (1)	[2021年9月号No.179]
(15) 農ある暮らしを通じた持続可能な社会	[2021年10月号No.180]
(16) 脱炭素社会に向けて (2)	[2021年11月号No.181]

【自主活動】

① 「県政出前講座『埼玉版 SDGs』をオンライン受講 [2021年7月号 No.177] 6月11日の例会の時間を活用して埼玉県における SDGs の推進状況について「県政出前

講座」を受講しました。本講座をきっかけにかわごえ環境ネットも「埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォーム」に入会することになりました。

②環境講演会 2021 の開催

「2022 年 1・2 月号 No.183〕

12月4日、ウェスタ川越にて環境講演会 2021「脱炭素社会に向けて~市民がやるべきこと 挙げるべき声~」を開催し、会場には 25名の参加者がありました。また、オンラインによる同時配信も行いました。講演会では、近年の世界的な気候変動に関する状況や、日本のエネルギー構成と削減目標、そしてわれわれ市民が脱炭素社会に向けて取り組むことについて説明がありました。本講演会を受け、社会環境部会では「脱炭素社会に向けてわたしたちにできること」の冊子を作成することを検討しています。

【協力活動】

④アースデイ川越 in 昭和の街 2021 への出展 [2021 年 11 月号 No.181]

10月3日~10日にかけて「アースデイ川越 in 昭和の街 2021」が開催され、社会環境部会では、昨年同様オンラインワークショップ「みつけてみよう!!みんなのおうちからつながる世界 2021」を実施し、参加者の自宅にあるモノの原産地や生産地を調べ、地図に表現し表現することで世界とのつながりを考える場となりました。

⑤「川越若者会議」第5回会議に参加

[2021 年 9 月号 No.179]

7月 31 日(土)に川越青年会議所が主催している「第5回川越若者会議」(於ウェスタ川越)にかわごえ環境ネットのメンバーが参加しました。第5回会議は「世代を超えた意見交流会」という内容で、まちづくりに関心のある多くのプレイヤーと多様な意見を交換することができましたした。

以下、詳しい活動報告をご覧になり、かわごえ環境ネットの応援をして頂けますと幸いです。

県政出前講座『埼玉版 SDGs』をオンラインで受講

社会環境部会





県庁とオンラインでつないで、やり取り

SDGs (持続可能な開発目標) は、特に最近、新聞、テレビ、広告など、マスメディアで頻繁に取り上げられるようになりました。社会環境部会では 6 月 11 日の例会の時間を活用して、埼玉県における SDGs の推進状況について「県政出前講座」を受講しました。

県政出前講座は団体、企業や学校などを対象に 実施しているもので、埼玉県職員がさまざまなテ ーマについてわかりやすく説明するものです。今回は、埼玉県庁企画財政部計画調整課と、社会環境部会の例会会場である川越市役所前の福田ビル3階会議室をオンラインでつなぎました。講座で説明のあった埼玉県のSDGsの取組について、以下に報告します。

埼玉版 SDGs 推進の重点 2 テーマ

- ①「埼玉の豊かな水とみどりを守り育む」
- ②「未来を創る人材への投資」

このうち、①「埼玉の豊かな水とみどりを守り 育む」については、本年度は「Next 川の再生の推 進」「SAITAMA リバーサポーターズプロジェクト」 「森がつなぐ山とまちの未来事業」「プラスチック の持続可能な利用モデル促進」などが予算事業化 されている、ということです。

埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォーム

このプラットフォームは昨年9月に県により設

置され、会員は県内の SDGs 達成に資する活動を 行う企業・団体です。

プラットフォームの活動内容は、SDGsの普及・ 啓発(シンポジウム開催等)、会員間の情報共有、 SDGs活動促進に向けた方策の検討や、個別テーマを検討する分科会の開催などです。このプラットフォームには重点テーマに関する2つの分科会が設置されており、そのうち「埼玉の豊かな水とみどりを守り育む」分科会には、次の4つの課題ごとに検討部会が設置されます。

埼玉県版 SDGs ~17 の目標と県の取組との関連性~ (当日の配布資料より作成)

番号	SDGs の 17 の目標	埼玉県の主な取組
1	貧困をなくそう	生活保護世帯等の子供の学習支援、子供の居場所づくり
2	飢餓をゼロに	儲かる農業の推進
3	すべての人に健康と福祉を	健康長寿埼玉プロジェクト、地域包括ケアシステムの構築
4	質の高い教育をみんなに	生活保護世帯等の子供の学習支援
5	ジェンダー平等を実現しよう	埼玉版ウーマノミクスプロジェクト
6	安全な水とトイレを世界中に	川の再生
7	エネルギーをみんなに、そしてクリーンに	水素など新たなエネルギーの利用拡大
8	働きがいも、経済成長も	アクティブシニアの活躍推進
9	産業と技術革新の基盤をつくろう	先端産業創造プロジェクト、スマート行政の推進
10	人や国の不平等をなくそう	人権教育・啓発の推進
11	住み続けられるまちづくりを	水害などの災害対策、インフラの老朽化対策
12	つくる責任、つかう責任	彩の国資源循環工場、食品ロスの削減
13	気候変動に具体的な対策を	目標設定型排出量取引制度
14	海の豊かさを守ろう	マイクロプラスチックの削減
15	陸の豊かさも守ろう	みどりの再生
16	平和と公正をすべての人に	児童虐待防止対策の推進
17	パートナーシップで目標を達成しよう	地域支え合いの仕組み

- ・プラスチック資源の循環利用促進
- ・水辺空間及び都市公園等の持続可能な利活用
- ・里山や平地林などの自然環境の保全
- ・カーボンニュートラルの実現

また、「埼玉県 SDGs パートナー登録制度」(一定の要件に基づき、企業等に対していわば行政のお墨付きを与えるもの)のほか、今年度から行うアプリによる県民への SDGs 普及啓発・広報、学校を通じた普及啓発についての説明も併せてなされました。

この講座の締めくくりにあたり、講師の佐藤主 査は、本県出身の実業家・慈善事業家の渋沢栄一 について、次のように語りました。

「『道徳と経済は調和させるべき』や、『一人だけが大富豪になっても、そのために社会の多数が

貧困に陥るようでは、その幸福は継続されない』という渋沢の主張は、SDGsの本質に通じます。」 著書「論語と算盤」に代表される「道徳経済合一説」をあらためて現代にとらえ直す時期に来ていると思われます。

当日の例会出席者は 13 人。いくつかの質疑応答を経て、講座は終了しました。

なお、県政出前講座には全体で272のテーマが 用意されていますが、そのうち環境に関するもの は実に28%(76テーマ)を占めています。「環境 問題」が地域社会から地球全体まで、この地球上 に住むすべての人々に関わる根本的な命題となっ た時代の到来です。

【追記】この講座を受けて、6月16日開催の理事会で協議の結果、かわごえ環境ネットが「埼玉県

SDGs 官民連携プラットフォーム」に入会することが決定されました。

今回、社会環境部会では川越での SDGs「持続可能な開発目標」の普及状況を把握するため、私たちの身の回りで SDGs に関する取組を行っている団体にインタビューをしてきましたので、レポートしたいと思います。

インタビューは、6月26日(金)に社会環境部 会のメンバー4名(武田、宮崎、中村、増田)で川 越環境保全連絡協議会を訪問し、事務局担当の中 村隆氏(川越商工会議所経営支援グループ長)と 面談しました。川越環境保全連絡協議会は、大正 浪漫夢通りの北側に位置する川越商工会議所内に あり、環境保全に関する情報交換や講習会の開催 を通じて、環境保全の推進を図っていくことを目 的とする団体です。2020年4月時点で、73の事 業所と9名の個人会員が所属しています。事業所 会員の多さがかわごえ環境ネットとの違いを感じ ます。事業所会員は工業系の中小企業が大半で、 川越と周辺の市町を拠点としています。ちなみに、 かわごえ環境ネットの会員は2020年5月時点で、 個人 137、民間団体 25、事業者 26、行政 1 で、 合計 189 会員となっています。

川越環境保全連絡協議会では、2 年ほど前から 企業が環境や社会に配慮したビジネス展開をして いくため講習会を開催しています。2019 年 2 月 には外務省の国際協力局による「持続可能な開発 目標 (SDGs) ~日本政府の取組と企業における SDGs~」、2020 年 2 月には環境省の関東地方環 境事務所による「企業における SDGs について」 と題した SDGs の普及に向けた講習会が行われま した。

今回、川越での SDGs の普及状況に関するお話を伺う中で感じたことは、中小企業ならではの活動の見える化の大切さです。私たちがマスメディアで目にする大企業は、財源や人材に余裕があり、SDGs レポートの作成や環境改善に関わる活動のアピールを積極的に行っている一方で、中小規模の企業ではなかなかそこまで手が回っていないところがあるのも現状のようです。また、SDGs への理解と取組に関する個別企業間の温度差もあるようです。中小企業は身近な価値創造の原動力になっており、私は身近な経済活動自体の中にも『SDGs の種』が見いだせると思っています。ただ、SDGs という視点からの経済活動の見方やアピールのチャンネルをいかに獲得していくかが課題であると感じています。

SDGs は 17 ゴール、169 のターゲットからなる 包括的で分野横断的な目標です。そのため、SDGs というフィルターを通して、これまで行っていた 企業活動を改めて見ることにより、これまで見えていなかった社会的環境的なつながりが見えてくることを期待しています。環境に関わる市民団体として、既存の見方をずらしてみることによる新たな価値の発見が大切になるのでは、と感じました。

(社会環境部会代表 増田知久)

「川越若者会議」第5回会議にかわごえ環境ネットのメンバーが参加





参加者の集合写真

7月31日(土)、川越青年会議所が主催している「第5回川越若者会議」(於ウェスタ川越)にかわごえ環境ネットの横山副理事長、菊地理事、飯島理事、増田の4名が参加しました。

川越若者会議は、若者の声で街に変化を、With コロナの時代に川越についてもう一度本気で考えようということで、川越市が抱えるさまざまな課題について話し合う場となっています。2021年は3月から約月1回ペースの開催で、10月までの第8回を予定しており、各回でまち・ひと・しごと・歴史文化という大きく4つの枠組みに関して、体験会や講演会、意見交換会が企画されています。

かわごえ環境ネットのメンバーが参加した第5 回は「世代を超えた意見交流会」という内容で、 前半は静岡県を拠点に若者を含めた多世代協働の まちづくりを推進している「NPO法人わかものの まち」事務局長の土肥潤也講師より、「若者の参加 でまちが変わる」というテーマで講演がありまし た。土肥講師は学生時代よりまちに出て若者の声 を届けるためのアクションを実践されており、商 店街を始めとした様々なまちのプレイヤーと協同 していく行動力には大変刺激を受けました。

会の後半では、ワールドカフェ方式で「まちづくりに対して自分よりも上の世代に求めること」、「まちづくりに対して自分よりも下の世代に求めること」についてグループディスカッションが行われました。世代や置かれている社会状況、歴史的バックグラウンド、関心のある分野が異なる人同士が共存していくまちの中で、自分とは違った視点を持っている人と意見を交わし、対話することの大切さを感じるとともに、改めてまちの多様性を認識する会でした。

(かわごえ環境ネット副理事長/社会環境部会 代表 増田知久)



講演会の様子 意見交換会の様子





環境講演会 2021「脱炭素社会に向けて~市民がやるべきこと 挙げるべき声~」



講師の山岸尚之先生

(はじめに)

12月4日(土)に社会環境部会主催の環境講演会をウェスタ川越会議室1にて開催し、25名の参加者がありました。

今回の講演会では、新型コロナウイルス感染対策に十分注意(検温・アルコール消毒・マスク着用・席の間隔確保)を行ったことに加え、聴講者の数を制限するとの意味合いから YouTube を利用したオンライン講演の同時配信も行いました。

昨今、地球温暖化に伴う異常気象が多発し、日本も含め世界各地で甚大な被害が報告されています。こうした気候危機が叫ばれる中、本年10月31日から11月13日に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)にはおよそ世界200か国からの参加者があり、日本からも岸田首相と山口環境大臣等が出席しました。こうした状況からも、地球温暖化が人類にとっていかに深刻な問題であるかが伺えます。

今回の環境講演会では、この締約国会議(COP)に毎回出席され、政府の気候変動対策への提言者でもあるWWFジャパンの山岸尚之氏をお呼びして、「脱炭素社会に向けて~市民がやるべきこと挙げるべき声~」と題する講演及び質疑応答を行いました。

(講演内容)

山岸先生の講演では、①COP26の議論内容、合意事項、パリ協定のしくみ、②日本のエネルギー構成と削減目標、③われわれ市民が取り組むべきことについて具体例を交えながらわかりやすく

説明されました。今回の講演の中で特に印象に残ったのは、次の点です。

- ・G7とか G20 のような主要国会議はあるが、途上国も含め 190 か国の代表が集まるような会議は他にない。それだけ、気候危機は地球規模で大事な問題ということ。また、COP での合意したルールはそれなりの重みがある。温暖化の目標は、2.0℃から 1.5℃に事実上シフトした。
- ・COP26 には 4 万人の人が集まり、色々な催しが行われていた。気候危機は特に飢えに苦しむ子どもたち (弱い立場の人たち) へ影響が大きいこともあって、ユースの声を聴こうとする雰囲気があった。日本の若者の参加者もあった。
- ・日本の石炭火力政策が不評で、化石賞の対象に なってしまった。
- ・日本の排出量削減目標はよくなってきたが、政 策・実施面では不十分。実効性が試される。
- ・われわれのライフスタイルを変える努力。一世 帯当たりの二酸化炭素排出量は5トン/年。
- ・住・食・移動の中で住の割合が大きい。住では 電気の割合が大きく、再エネ電力への切り替え・ 省エネ家電の利用が重要。食では肉類を減らすと 排出量削減に寄与。移動ではできるだけ自動車は 使わず公共交通機関を利用。電気自動車の利用も。
- ・議員選挙には絶対行くこと。気候危機に対する 姿勢・政策をチェックすること。「選ぶ」ことで変えることが重要。

(質疑応答)

講演後の質疑応答では、あらかじめ寄せられた 質問を優先的に先生より回答をいただきました。 ・EV 利用・技術革新による排出量削減効果につ いて ⇒日本は、技術偏重の傾向がある。技術はあ っても市場開拓で負けている。アップルの iPhone のような製品が出てこない。

- ・入間川での小水力発電の実現性は? ⇒川の落 差と水量が必要。一級河川の許認可でも難しい。
- ・樹林・農地保全の脱炭素化への寄与は? ⇒川 越市 (110?) 全部に杉を植えても 30~40 年で 300

万トン(10トン/年程度)の CO_2 削減。現状の市の排出量は約 200 万トン/年で効果は小さい。

- ・有機農業の脱炭素化への寄与は? ⇒CO₂削減 効果もあるが、生物多様性にもつながる。ただし、 有機農業は収穫が落ちるので、不足分を輸入すれ ば、その分排出量が増える側面もある。
- ・脱炭素化・地球温暖化を他人に伝え、関心を持ってもらうにはどうしたらよいか?⇒相手の人の趣味とか関心のあることと関連づけて話をしてはどうか。(登山が好きな人には高山植物への影響)。

(オンライン配信について)

今回も昨年に引き続き YouTube を利用したオ

ンライン講演の同時配信も行いましたが、画像・音声も良好に録画収録されました。「かわごえ環境ネット YouTube」を検索していただくと講演内容の録画が視聴できます。12月15日現在で視聴回数は89回となっております。

(おわりに)

今回の講演会の開催に際して、ご協力いただい た講師山岸尚之先生、オンライン配信にご尽力い ただいた小瀬理事長、川越市・社会環境部会の関 係者そしてコロナ禍の中、足を運んでいただいた 参加者にこの場を借りまして御礼申し上げます。

(宮﨑誠)

年次報告 2022 年 12 月 2021 年度 (令和 3 年度) 2021 年 4 月 ~ 2022 年 3 月

自然環境部会の活動

川越の自然の調査・保全再生活動

(1)「(仮称) 川越市森林公園」計画地での活動

三芳・所沢・川越の畑作地で営まれている循環型農業(「武蔵野の落ち葉堆肥農法」)が2017年に「日本農業遺産」として認定されました。川越の福原地区に「(仮称) 川越市森林公園」計画地として38haほどのまとまった雑木林(一部畑地)があります。平成16年に公園化の基本構想が出されましたが、まだ実現にはいたっていません。その内10ha余りの公有地化されたエリアを中心に「森のさんぽ道」が敷設され、多くの市民が散歩に訪れています。ここは500種以上もの動植物の生息が確認されている、川越でも第一級の在来種遺伝子プールです。

実はここは川越の循環型農業のメッカともいえる平地林で、今も農用林として活用されているエリアがあります。環境ネット自然環境部会ではこのすばらしい雑木林を広く市民に知っていただくため、また次世代に引き継ぐために自然観察会の開催や、調査・保全・再生活動を行っています。「森を知り、森を楽しみ、森を育てる」を合言葉に毎月第2と第4の月曜日の午前中、20名前後の会員がボランティアに参加しています。2021年はコロナ禍ではありましたが20回活動し、延べ383名が参加しました。

冬の雑木林

1月11日が年明け最初の活動日でした。この日は例年、一年間の予定を話し合います。その後、初冬の林内を巡ります。この時期の雑木林は静まり返っていて、樹々も葉を落とし梢が青空に映えています。 林床は落ち葉で埋まっています。 昨年から顕著になったナラ枯れ被害木をかなり見かけるようになりました。 林の衰えがこのような形で出てきました。

また、この時期に野鳥の巣箱の営 巣確認と掃除をしています。冬はシ ジュウカラ、エナガ、アオゲラなど野 鳥の声がよく通ります。20数個掛け た巣箱を下ろして、営巣の有無を備 認し掃除をして、また春の繁殖に備 えます。例年7割くらいの確率で力 用されています。巣箱はシジュウな 鳥が巣箱の中に20グラム以上の 材を運ぶのです。コケ、獣毛、いま は毛糸のようなものも集めていま す。

「(仮称)川越市森林公園」計画地 調査・保全グループ

2021年	F活動計画	実績		参加者
1月	11日	話し合い・観察	来年度の計画	16
	25	保全活動	初雁高校向い側	19
2月	8	保全活動	巣箱の点検・取り換え	21
	22	保全活動	初雁高校向い側(オドリコソウの森)	19
3月	8	保全活動	初雁高校向い側(オドリコソウの森)	9
	22	調査·観察	ウグイスカグラなど早春の花	19
4月	12	調査·観察	スミレ、樹木の新緑	23
	26	調査·観察	キンランなど希少種	20
5月	10	調査·観察	キンラン+ クチナシグサ	19
	24	調査·観察	希少種調査	20
6月	14	調査·観察	イチヤクソウ、ノヤマトンボ	20
	28	保全活動	「武蔵野ふれあいの森」草刈り	19
7月	12	調査·観察	ヤマユリ、クモキリソウ	18
	26	保全活動	「武蔵野ふれあいの森」草刈り	16
9月	13	調査·観察	秋の七草	20
	27	保全活動	イワガラミのエリア	20
10月	11	調査·観察	川森の4つのメッシュの精査	19
	25	保全活動	イワガラミのエリア	22
11月	8	保全活動	イワガラミのエリア	22
	22	保全活動	イワガラミのエリア	雨中止
12月	13	保全活動	イワガラミのエリア	22
			合計	383

年明け早々に農家のクズ掃き(落ち葉掃き)がはじまりますが、市民を募集してのクズ掃きは 2022 年は実施の予定でしたが当日の天候不良により中止になりました。

この雑木林で最初に花を咲かせるのはウグイスカグラです。2月の中旬には星の形の赤い花が見られます。シュンランもこの頃から咲き始め、5月頃まで長い花期です。また、この季節は落葉樹の冬芽が観察でき、葉がなくても樹種を確認することができます。これも冬場の楽しみ方です。



巣箱の掛け替え 年々危なっかしくなる

春の雑木林

3 月の最初の活動日にはすでにウグイスカグラ、シュンランなどは花を咲かせています。野 鳥ではヤマガラやモズ、コルリ、ルリビタキ、アオゲラの姿が見られます。

今年はとても嬉しいことがありました。それは在来のオドリコソウが一面に開花したのです。 初雁高校向い側の林は野菜くずなどが捨てられ、荒れた状況でしたが川越フォレストクラブと 自然環境部会の共同作業でみごとに蘇りました。



4/15 オドリコソウの群落



オドリコソウ



パピリオナケアまたはアメリカスミレサイシン 外来スミレ 最近増えてきた

夏の雑木林

夏は生き物にとって成長、繁殖の大切な時期です。樹木はいっぱいに葉を広げ、空を見上げてもギャップはありません。足元には昆虫、クモ、トカゲの類がうごめいています。2021年は東京オリンピックが7月24日から開催でしたが、その直前まで雨の多い天候でした。それが終わると猛暑の連続で、雑木林はカラカラになりました。キノコもこの年は少な目でした。



夏場の雑木林の手入れは旺盛な草との格闘です。この林は外来種はあまり入り込んでいませんが、アズマネザサなどは刈っても刈っても繁茂しています。在来の希少種を刈らない様、手刈りのあと動力で刈払いしています。この作業の中で、たぶん初めてと思われる冬虫夏草の仲間のオサムシタンポタケが発見されました。メンバーの目が肥えてきて、このようなものを見逃さなくなった成果でしょう。







ヒメカバイロタケ 松に発生する

ツリガネニンジン

ススキの向こうに畑と林

秋の雑木林

2021年の9月、10月は台風は少なく、倒木や枝折れの被害はあまり出ませんでした。この 年、雑木林にとって悲劇的な現象が確認されました。ナラ枯れの被害がかなり及んでいたので

す。全国的には様々な場所で発生していますが、ついに この雑木林でも50本あまりの被害木がでました。対策 はまだこれからです。

11月になると樹木の実は次第に色づいてきて、ムラ サキシキブの紫、ガマズミの赤が色をそえます。これら の実は野鳥たちの貴重な食べ物になります。そして種 を落とすので樹木の散布役をしていることになりま す。ウグイスカグラやガマズミはこの雑木林にかなり の本数がありますが、ほとんどが鳥達の仕事でしょう。 手入れの際に簡単に切られてしまいがちですが、生き



ナラ枯れで伐採されたコナラ

物の多様性のため残す手入れをしています。この頃リンドウが林床を飾ります。薄紫色の釣鐘 のような花を見ると、信州かどこかの高原にいるような気分です。身近にある美しきスポット です。

自然環境部会のメンバーが毎月この地の生き物調査を続けて 15 年ほどになります。植物、 動物(昆虫、クモ、爬虫類、哺乳類など)に関するデータは市のデータベース構築に登録して 将来的に利活用できるようにまとめています。

保全・再生活動

「(仮称) 川越市森林公園」計画地の公有地の保全再 生活動は15年目になります。当初はジャングル状態 になった放棄地を手入していましたが、最近は生物多 様性保全のため、植生を調査しながらの手入れをして います。このような課程で新たに絶滅危惧種が見つか ったり、在来のオドリコソウなど希少種の再生につな がったりしています。

昨年からナラ枯れが顕著になり、公有地エリアは市 の方で伐採・搬出をしました。カネ法毒毒シイムシ 被害の調査のためトラップをかけるなどの協力をしまし た。



(2) 池辺公園の調査・保全活動

池辺公園は入間川流域、八瀬大橋の近くにあり、面積 1.3haの小さな雑木林です。その昔、くぬぎ山がダイオキシン問題で全国的にニュースになっていた頃、その産廃が一部八瀬大橋河畔に運びこまれていたという情報もありました。そこかしこにゴミ山ができ、明らかに不法投棄ゴミの捨て場になっていました。いまではほとんどが撤去されていますが、一部ゴミ山が残っています。

このような背景の中で平成 20 年に川越市により公園化されました。埼玉県生態系保護協会による平成 19 年の基本調査でキツネノカミソリ、ハグロソウなどの絶滅危惧種があることが分かり、開園当初からこれらを保護育成するために自然環境部会が協力することになり、今日に至っています。



アズマイチゲが群生するゾーン

また、造園業者の方が草刈り作業時にアズマイチゲ(準絶滅危惧(NT))の生息を発見され、川越ではこれまで確認がなく珍しい種ですので合わせて保護することになりました。 そのアズマイチゲは気難しくなかなか花

	2017	2018	2019	2020	2021
アズマイチゲ	20, 000				
(花の数)	14		10	30	300
ウバユリ・株数			227	167	
• 花数			44	32	78

表 1. アズマイチゲの経年開花数

を付けませんでした。この 10 年間、多い時で 30 花ほどでしたが、2021 年の春にはナント、一気に 300 以上の開花でした。これまで他市の生息地の調査などして開花の少ない原因を探ってきました が、分からずじまいでした。なぜ今、ここでこのように多く開花したのか、例えば十分に葉が広が り栄養を蓄え、開花期が巡ってきたとも考えられます。来年がどうなるか、引き続き気になるところです。

この林はずっと昔は入間川の氾濫があったと思われます。今でも水を好む植生が見られ、エノキ、イボタノキなどが多くあります。福原地区の乾燥気味の雑木林には見られない植生です。また、ニセアカシア(ハリエンジュ)が道路沿いに多いのも特徴です。5月下旬からの開花期は、いい香りが漂います。

自然環境部会ではこれまで 10 年ほど調査保全活動を続けてきましたが、植物データは 200 種ほどです。他では見られない希少種もあり大切にしたい場所です。 池辺公園周辺はモトクロスやサバイバルゲーム場、サッカーコートなどに利用されおり、採石場へのダンプの出入りも多くかなり埃っぽく、荒れた雰囲気です。さらに一時は不法土砂堆積もありました。このような中で池辺公園はオアシスのような場所です。「コロナ」の影響か、最近は散策に訪れる方も多くなりました。

(報告 賀登環)



今年のアズマイチゲ



斜面で陽をあびるアズマイチゲ



冬場は手入作業

記念出版・観察会・調査活動など

2021 年もコロナ禍が続き社会生活は大きく制限をうけました。当然環境ネットの活動も大きな影響を受けました。緊急事態宣言発令中は一般市民の方を対象にした観察会などは中止、解除されれば人数を制限しての開催となりました。「社寺林の観察会」は数年ぶりの開催、「新緑観察会・クリーン活動」、「キノコの観察会」は人数を制限しての開催。子どもたちが楽しみの市と共催の「虫の観察会」、「水上公園生き物観察会」は中止になりました。(緊急事態宣言中) 川のイベント「小畔川魚とり遊び」も中止でした。例年以上に頑張ったのが生き物調査です。

(1)新訂版「川越の自然」発行

かわごえ環境ネット設立20周年記念事業として発行されました。自然環境部会でこれまで集積したデータなどを元に、公募された編集委員15名で作成しました。A4版、オールカラー、180ページの体裁。3000部の出版で寄付金を頂いた方への頒布、公共施設への贈呈などで約2000部、残りの1000部ほどは市民の方にお分けしています。

観察会の時などに使用しますと「よくできていますね。」などとおほめを頂きます。市長さんにもご報告にいきました。



市長さんへの報告



(2)「社寺林の観察会」

日時:2021年6月20日(日) 9:30~12:00

参加者:20名 講師:山中和郎氏、稗島英憲氏 自然環境部会のスタッフ:4名

「社寺林の観察会」は以前、2011 年、2012 年と実施されましたが、その後途絶えていました。この度、新訂版「川越の自然」を刊行するにあたり喜多院・中院の記事もリニューアルしましたので、この観察会を復活させました。昨年は自然環境部会主催の観察会はことごとく中止でしたが、今年は参加者人数を少なくして、感染対策を講じたうえで実施しました。 A グループは中院から出発です。

「あの榎がこんなに大きくなったのか。」川越育ちの男性参加者の方が中院駐車場の榎の大木を見上げて呟きました。川越の子どもたちに「燕が中院の枝垂れ桜をかすめて飛んだ。」(注 1) と歌われ、いち早く春を告げる樹齢百年の枝垂れ桜には、傷んできた幹に庭師の方が施術用のシュロの包帯を巻き大切にされています。

赤松の変異種である多行松のユニークな樹形と磨かれた幹の赤さに感心しながら歩を進めると、 足元に黄色い絨毯が拡がります。見上げてみると楽しみにしていたモクゲンジの花が、樹木全体を覆 うように咲き、梅雨空の下ひときわ黄色く鮮やかです。この観察会を6月に行うのは、モクゲンジの 鮮やかな花を見たいためです。秋には実ができて数珠に使われるそうで、お寺によく植えてある理由 かもしれません。中院は「花の寺」と言われるだけに花が美しい多様な樹木が植栽されています。

次いで喜多院に向いました。B グループと入れ替わりです。川越では珍しいと言われるアカガシが数本、幹の中が空洞になりながらも懸命に葉を着けています。アカガシは準絶滅危惧(NT)です。生命の神秘を感じていると慈眼堂横の菩提樹の傍らで講師の説明です。「これは釈迦が悟りを開いたと言われる熱帯性の印度菩提樹ではなく、唐から来たシナノキ属の菩提樹です。日本の寺院では葉の形が似ているのでこれが植えられたようです。」生態系活動 40 年の講師の説明は丁寧で分かりやすい。「この木の花、実は先程見たシナノキと同じで、苞と呼ばれる蕾を包んでいた葉の様なものの中程に着いています。この実も数珠になります。」社寺林にはやはり仏教に縁のある木もあるが、ケヤキ、ムクノキ、クスノキ、アラカシ、スダジイ等古くから生育してきた大径木もあります。森林性や樹洞を利用する生物も、それに依り守られてきているのだと、改めて喜多院の「鎮守の森」のすばらしさを認識しました。

「この大木たちも次世代に残っていって欲しいな。」メルヘンチックなモミジバフウの実とマストを立てたボートの様な菩提樹の実を大事そうに持ち帰る若い女性参加者の後ろ姿を見ながらそう思いました。

(注1 作詞:こわせたまみ 作曲:若松正司 「春の城下町」より)



多行松を見上げる



質問が途切れない



モクゲンジの花



根元が空洞になったアカガシ



天海僧正お手植えのコウヤマキ

(3)「キノコの観察会」

日時:2021年7月3日(土) 9:30~12:00

講師:大久保彦氏、稗島英憲氏

場所:「(仮称) 川越市森林公園」計画地、南文化会館

参加者:19名、スタッフ4名

2008年9月に第1回の「キノコの観察会」を始めまして、2019年まで12回行い、昨年はコロナ禍で中止になり今年は感染対策をとって再開いたしました。当日は朝から雨が降っていたので心配でしたが、開始するころになると雨はやみました。

AグループとBグループに分かれ観察会資料と、きのこ冊子を手に元気に林の中へ。初めて目にする色とりどりのきのこに大人も子供も大はしゃぎ。最初はきのこにさわることに不安気だったようですが講師の説明を聞き、興味がわき採取したきのこはバスケットの中へ。チャウロコタケは「ワーとっても薄い、ペラペラだー」などと声があがり皆で代わる代わるさわって観察。ホコリタケでは押してへこんでも弾力があり、もとに戻るなどを体験。カワリハツの緑系の物は、さわると傘の表面がヌルヌルすると大騒ぎ。チチタケではキズをつけると白い乳液が見るまに噴き出て来るのを見てビックリ、匂いをかいて「いい匂い、きのこの匂いがする」など。

小さなベージュの花のようなヒメツチグリを見て「小さいね、お花みたいだね、本当にきのこなの」との声も。又林の中は、どこを歩いてもフカフカしていて気持ちがいいねと、とてもうれしそうでした。 オニイグチモドキの傘は真黒な鱗片を密生し、割ると赤く変色、皆興味津々、講師の方が鱗片のボチボチが猪の鼻の感触によく似ているので、イグチと言います。「でも私は猪の鼻は、さわったことがありません」と言ったので一同大笑い、楽しい一幕も。ツチカブリやシロハツでも味を試して「ワーピリピリする、苦い」と散々な方も。

再び部屋に戻り採集したきのこを新聞紙を敷いたテーブルに並べ、子供達が用意された紙にきのこの名前を書き、きのこの横に置き皆で観察。最後に講師の方々に聞きたいことはありますかとの問いに、「ここにあるきのこの中で一番珍しい物はどれですか?」講師の方々は、「珍しいきのこは無いです。」と答えられ皆大笑い。和やかな雰囲気の中、観察会は終わりました。



あちこちにキノコがありますね



小さなキノコ博士



ヒメツチグリ



コキララタケ



ぼくも見つけたよ



キノコ鑑定団

(4) キタミソウ観察会

日時:2021年11月7日(日) 9:00~12:00

講師:福原時夫氏、稗島英憲氏((公財)埼玉県生態系保護協会会員)

場所:伊佐沼

参加者:32名、スタッフ6名

この時期になりますとキタミソウが川越伊佐沼で初めて"発見"されたことを鮮明に思い出します。 2018 年 11 月 11 日でした。その経緯は先月号のコラム「川越の自然を訪ねて」に詳しいのでそちら をご覧ください。キタミソウは「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」の 22 種の動植物 のうちの一つで他の絶滅危惧種とはちがい、強い保護が求められています。今回の観察会は環境ネッ トとしては 2019 年以来となります。2020 年はコロナ禍で開催できませんでした。この度は埼玉県生 態系保護協会川越坂戸鶴ヶ島支部との共催で実施する運びとなりました。(以後生態系支部) 生態 系支部は伊佐沼で長年、「伊佐沼探鳥会」を開催してきて伊佐沼の環境には尽力してきています。キ タミソウ発見後は分布調査や生育調査などを始めています。

当日は天候晴れ、気温 18℃で快適な観察日和。広報川越で応募された市民 13 名、生態系会員 19 名 とかなりの参加者ですので、二つのグループに分かれて行動です。まずは九十川への排水口付近の群 生地へ。ここでまず、グーっと屈伸運動になります。何しろ地面に"かぶりつき"でないと見えませ ん。へら状の小さな葉を確認し、さらにその中にあるまことに小さな数ミリの花が見えた時、参加者 の皆さんからは「えーっ、ホントだ、花の形してる!」と歓声があがりました。ひとしきりキタミソ ウをみて、次には周りにある草花に視点が向きます。コイヌガラシ、アメリカアゼナ、チョウジタデ など湿地性の植物が 10 種以上あります。

次は北側の階段や木道のあるところの湿地帯。ここではさまざまな段階のキタミソウが観察できま した。青々とした葉がしげりこれから開花するもの、既に開花が終わり種子を付けているもの、茶色 くなり枯れかけたものなど。これらのステージの違いは湿り具合に依存しているようで、少し乾いて くると足早に結実するようです。開花時期も伊佐沼では 10 月、3 月頃とサイクルが 2 回繰り返され ます。

最後は二つのグループが合流し、まとめや疑問点など情報を共有しました。キタミソウを見たのは 初めて、という方が半数近くおられましたので、成果があったと思われます。冊子「川越の自然」も 7冊購入がありました。



九十川排出口付近 とにかくしゃがみ込む 中洲の蓮田予定地 ここにも群生





北側階段でまとめ・



キタミソウ 葉と花



キタミソウ 種子



コイヌガラシ 準絶滅危惧

(5) 古谷湿地魚観察会 10月23日(土)

このイベントは環境政策課主催で、協力は自然環境部会です。10 年以上前から行われていますが

悪天候や、増水などでよく中止になっています。今年は コロナ禍ではありましたが、感染者も少なくなり昨年に 続き実施でした。当日は天気も良く穏やかな日よりで、 親子 10 名ほどの参加でした。

今年は市の方で子ども用のウェダーを準備し、お子さんも中に入って、夢中で魚とりをしていました。最後に若いスタッフがジャブジャブと水を漕ぎ魚を追い込み、子どもたちが「さで網」でキャッチします。でも取りつくしたのか、エビくらいしかかかりませんでした。

部屋に戻って採捕した魚類をチェックしてみるとオイカワ、タイリクバラタナゴなど 15 種ほどでした。



ガサガサをするといろいろな魚が入る







サア、追い込みだ!

採捕した魚類を見る

(6)城南中学校学習支援

城南中学校2年生の先生から、環境政策課に川越の自然についての講演依頼があり、自然環境部会で対応しました。コロナ禍で修学旅行が中止になり代替えで「川越の魅力再発見」という総合学習プログラムになり、その一環としてでした。川越の歴史や、文化財、名物のサツマイモなど5名の講師が講演し、それを基に生徒たちがフィールドワークに出かけるというものでした。私が担当した「川越の自然」については10名の生徒が「(仮称)川越市森林公園」計画地にフィールドワークに訪れましたので、自然環境部会のメンバー3名で対応しました。







11/2 フィールドワーク キノコに注目 落葉溜を見る

自然環境部会 生き物調査

自然環境部会は、環境政策課の「かわごえ生き物調査」に協力して、市内各地の動植物調査をしています。2017年から部会のメインテーマとして取り組んできて、5年目になります。ここでこれまでの調査の中間まとめをするにあたり、空白のメッシュコードの場所や、種類の報告の少ないものなど、焦点化して精力的に取り組みました。

(1) **笠幡の森** 日時:2021年5月26日(水) 9:30~12:30 参加者:10名

行程:尾崎神社集合 → 笠幡の森(2か所) → 鶴ヶ島市太田ヶ谷の森

野鳥:ホトトギス、キビタキ、アオゲラ、ホオジロ、シジュウカラ、ヒヨドリ、コジュケイ

昆虫: ナミテントウ、アカシジミ、カノコガ、ヤマトシリアゲ、キアシドクガ、コミスジ、ルリタテハ、モンシロチョウ、サトキマダラヒカゲ、クサカゲロウ、ヨコヅナサシガメ、アジアイトトンボ、

マミジロハエトリ、ゴミグモ(可哀想な名前)

植物:133種 シンミズヒキ、ヤマジノホトトギスなど

専門家グループの調査みたく、それぞれの課題に集中し、世話役の声はほぼ無視。3か所と欲張ったせいか時間不足でしたが、皆様の集中力で成果は大きかったと思われます。鶴ヶ島に隣接するこのあたりは福原ほどの乾燥地帯ではなく、ミズキなどが多く多少違いがあります。太田ヶ谷の森には湧水のビオトープがあります。



笠幡の森 その1



笠幡の森 その2 林縁部が奥に20m ほど皆伐されている 近隣の苦情で



太田ヶ谷の森 希少種がまとめて 保護されている 大丈夫かな

バネセセリ がここでは 初めて。

(2) 寺尾調節池 6/18(金) 6 名参加

ヤナギがほとんど伐採され、対岸の学校や住宅がよく見通せる。入り口近くの池の周りにオニナルコスゲらしき植物調査を見つけ、後に専門家の鑑定で確認された。絶滅危惧Ⅱ類(VU)なので県土整備事務所に保全の申し入れをした。昆虫はチョウやバッタなど 14種ほど。野鳥はツバメ、カワセミ、セッカなど 14種。他にウシガエル、メダカ。

9/6(月) 8名参加

秋になり、植物はセイバンモロコシ、アレチウリが大いに繁茂。湧水のでる小さな流れでタコノアシを見つける。野鳥は12種。昆虫は、チョウ・トンボ・バッタが多く30種ほど。ヒメジャノメ、ミヤマチャ



木道付近でトンボ



タコノアシ



ゴイサギの親子

(3) 平塚地区 7/30(金) 7 名参加 講師: 牧野彰吾氏

小畔川と入間川に沿っての土手沿い調査 植物は土手、河川敷、湿地の種類が 80 種、昆虫は約 34 種と多くの生き物が観察されました。ノカラマツ、ヌマトラノオ (RD)、ウマノスズクサ、アカハネナガウンカなど珍しいものがありました。



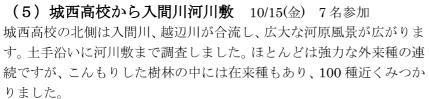




アカハネナガウンカ

(4) 下広谷地区 9/29(水) 7名参加

川越の北西部、坂戸市との境界あたりのわずかに残ったメッシュコードの 3 か所を手分けして調査しました。大堀山館跡から少し北へ移動したあたりで、RD 種は見つかりませんでした。(右写真)



自然環境部会ではできるだけ空白のエリアが無いように、個人で、グループで精力的に調査に歩きました。





エコアクション21の取得推進

「エコアクション21」は、環境省が策定した環境経営の認証・登録制度です。環境に配慮した経営に取り組む企業に対し「認証」を与えるとともに、環境への取組強化を通じて、コスト削減、業務改善、従業員の意識改革、組織の活性化など経営力の持続的な向上を支援する「企業価値向上ツール」としても位置付けられています。

川越市では、「第三次川越市地球温暖化対策実行(区域施策編)」において、事業所における温室効果ガス排出削減に向けた施策として、環境経営の普及促進を掲げており、その一環として「エコアクション21」の取組を推進しています。

市では、平成21年度からエコアクション21の認証取得を支援する研修会を開催しており、令和3年度までに、 18事業者がこの研修会を通して認証を取得しました。





▲エコアクション21ロゴマーク

研修会の様子

川越環境保全連絡協議会の令和3年度事業報告

I. 環境保全に関する事業実施

- 1. 県外環境保全対策先進企業視察研修会 新型コロナウイルス感染症対策のため中止
- 県内事業所視察研修会 新型コロナウイルス感染症対策のため中止
- 3. 2021かわごえ産業フェスタ 新型コロナウイルス感染症対策のため中止
- 4. 環境小江戸塾 新型コロナウイルス感染症対策のため中止
- 5. 2021 新春講演会 新型コロナウイルス感染症対策のため中止

Ⅱ.諸会議

- 1. 定期総会
 - 日 時 2021年5月21日(金) 新型コロナウイルス感染症対策のため書面決議
- 2. 理 事 会
 - 日 時 2021年4月23日(金) 午後3時30分
 - 場 所 川越商工会議所 大会議室
 - 議事・定期総会提出議案について
 - 定期総会開催について
 - ・2021年度 各小委員会事業について
 - 日 時 2021年6月25日(金) 新型コロナウイルス感染症対策のため中止
 - 日 時 2021年7月30日(金) 新型コロナウイルス感染症対策のため中止
 - 日 時 2021年10月22日(火) 午後3時30分
 - 場 所 川越商工会議所 大会議室
 - 議事・委員会活動について
 - ・法規改定等について
 - その他
 - 日 時 2021年11月14日(金) 午後3時30分
 - 場 所 川越商工会議所 大会議室
 - 議事・川越環境保全連絡協議会の活動について
 - ・講演・研修・小江戸塾・かわごえ環境ネット委員会
 - · 県外 · 県内視察小委員会
 - ・法規改定等のご案内
 - 埼玉県環境保全功労者及び環境保全優良事業所の推薦について
 - その他
 - 日 時 2022年1月14日(金) 午後3時00分
 - 場 所 川越商工会議所 大会議室
 - 議事・講演・研修・小江戸塾・かわごえ環境ネット委員会
 - 県外 県内視察小委員会
 - ・川越環境保全連絡協議会の活動について
 - その他

3. 小委員会

〇総務広報小委員会

日 時 2021年10月22日(金) 午後2時30分

場 所 川越商工会議所 小会議室

議事・2021年度の取組について

- ・役員担当割について
- その他

日 時 2022年1月14日(金) 午後2時00分

場 所 川越商工会議所 大会議室

議事・定期総会について

・その他

Ⅲ. 環境保全に関する資料の収集及び提供について

- 1. 埼玉県環境部環境政策課発行の埼玉県環境白書の配布
- 2. 埼玉県環境検査研究協会の環境ニュースの配布

Ⅳ. 埼玉県環境保全連絡協議会関係

- 1. 通 常 総 会
 - 日 時 2021年6月3日(木) 新型コロナウイルス感染症対策のため書面開催

2. 理 事 会

日 時 2021年11月26日(金)

書面開催

- 議 事・2021年度事業中間報告について
 - ・環境保全功労者及び環境保全優良事業所の表彰の推薦について

日 時 2022年3月8日(火)午後1時30分~午後3時30分

場 所 WEB 開催 (Z00M)

議事・環境保全功労者及び環境保全優良事業所の選考(選考委員会)

- 第2回理事会の開催について
- その他
- 3. 視察研修会

※新型コロナウイルス感染症対策のため中止

- 4. 環境保全懇談会
 - ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止
- 5. 環境行政意見交換会
 - ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止

第4章

川越市緑の基本計画 (平成 28 年 3 月改定版)の概要

1 計画の基本姿勢

緑の計画 H28改定版では、本市における計画の基本姿勢を以下のように設定します。

みんなではぐくむ <u>水と緑と歴史のま</u>ち・川越

2 計画の基本方針

計画の基本姿勢を受け、計画の基本方針を以下のように設定します。

計画の基本方針

- ①川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもります
- ②歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくります
- ③水と緑のまちをそだてます

さらに、 計画の基本方針を踏まえ、都市公園の整備方針、生物多様性の保全方針を以下のようにとします。

都市公園の整備方針

- ①子育て環境の向上や少子高齢化に配慮した都市公園の整備
- ②健康の維持・増進やレクリエーション活動の場となる都市公園の整備
- ③防犯、防災の強化に配慮した都市公園の整備
- ④地域固有の歴史的文化遺産、自然環境を生かした都市公園の整備
- ⑤地域の活性化、観光振興に資する都市公園の整備
- ⑥地域住民等との協働による都市公園の整備及び管理運営

生物多様性の保全方針

- ①生き物の生息・生育空間となる大規模な樹林地の保全
- ②多様な生き物の生息・生育空間を生み出す水辺環境の保全
- ③エコロジカル・ネットワークの形成
- ④ふるさとの雑木林の保全・整備
- ⑤生態系に配慮した農地の保全
- ⑥自然環境との共生
- ⑦生き物の移動・休息空間となる都市公園等の整備
- ⑧多様な主体の参画と普及・啓発の推進

特別緑地保全地区について

緑地の保全に関する施策を展開する中で、指定方針、買取りの方針、保全方針により、 特別緑地保全地区の指定・保全を行い自然環境の保護に努めます。

3 計画の目標

計画における目標を、以下のように設定します。

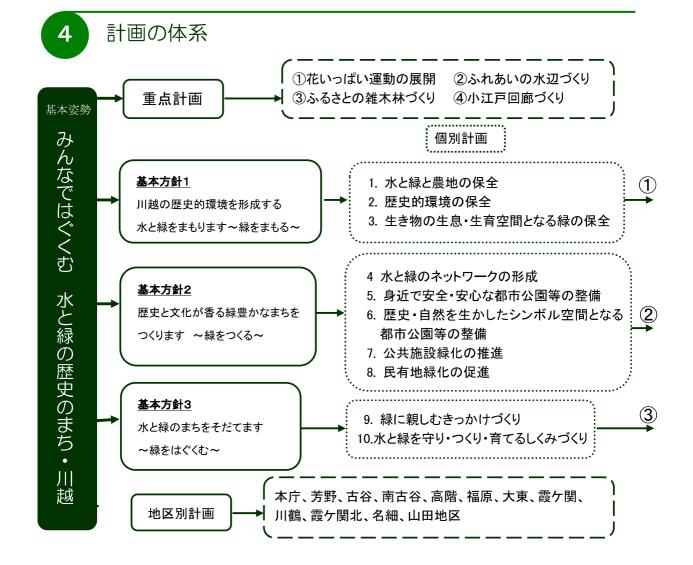
法指定の拡大や施設緑地の整備により、市域に対して約4割の緑を維持していくことを目指します。

都市公園や広場等の面積を、現在の約1.3倍(市民1人当たり15.0㎡)とする ことを目指します。

法や条例等の指定により維持する樹林地の面積を、約2倍に拡大することを目指します。

都市化の著しい市街地の中の緑を増やします。

市民、事業者、民間団体及び市の協働により緑化を推進します。



- 1-1 武蔵野の面影を残す緑の保全
- 1-2 良好な環境を形成する水辺の保全 1-3 川越の豊かさを支える農地の保全
- 2-1 川越を代表する歴史的環境と一体となった緑の保全
- 2-2 歴史的な河川環境の保全・復元 2-3 地域のシンボルとなる緑の保全
- 3-1 生き物の生息・生育空間となる大規模な樹林地の保全
- 3-2 生き物の生息・生育空間を生み出す水辺環境の保全
- 3-3 エコロジカル・ネットワークの形成
- 4-1 魅力的な歩行者空間の創出
- 4-2 都市に潤いを与える河川空間の活用 4-3 緑あふれる道づくり
- 5-1 災害に備えた都市公園等の整備
- 5-2 誰もが安心して利用できるような身近な都市公園等の整備
- 5-3 市民の活動拠点となる都市公園等の整備
- 6-1 川越の歴史のシンボルとなる城址公園等の整備
- 6-2 樹林地を生かした森林公園と伊佐沼を生かした都市公園の整備
- 6-3 協働による市民の森等の充実・活用
- 7-1 市民の憩いの場となる都市公園等の緑化の推進
- 7-2 緑のまちづくりを先導する公共施設緑化の推進
- 7-3 緑豊かな教育環境を創出する学校緑化の推進
- 8-1 歴史と現在が調和する中心市街地の緑化
- 8-2 地域拠点における緑化
- 8-3 緑豊かで快適なまちづくり
- 9-1 緑に関する普及活動の推進 9-2 緑に関する啓発活動の推進
- 10-1 市民、事業者、民間団体及び市の協働のためのしくみづくり
- 10-2 緑化に関する支援 10-3 緑の保全に関する支援

2

(1)

第5章

緑の現状と 主な施策の実施状況

基本方針 1 川越の歴史的環境を形成する 水と緑をまもります ~緑をまもる~

都市の骨格を形成し、川越の独自性を生かしつつ都市と自然環境との調和のとれた空間を形成す るため、歴史的環境と一体となった緑、樹林地、農地、河川等の豊かな水と緑の空間を保全します。

緑の指標の目標と推移

樹林地の面積

固定資産税概要調書に基づく、地目別土地(山林)の面積をあらわしています。

目標:令和2年度 -

令和7年度 -

単位:(m³)

評価•課題

山林が減少している理由として、所有者の高齢化が 進み、山林を維持・管理することが困難な状況になっ てきていること、相続税対策によって山林が売却され、 伐採されてしまうことなどが考えられます。

基準年度値	3.614.000	平成 30 年度	3,395,000	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	3,014,000	令和元年度	3,329,000	令和 5 年度	_
平成 28 年度	3,519,000	令和 2 年度	3,286,000	令和6年度	_
平成 29 年度	3,483,000	令和3年度	3,235,000	令和7年度	_

樹林地の公有地化面積

(仮称)川越市森林公園、池辺公園及び環境政策課所管の寄付地の合計面積をあらわしています。

目標:令和2年度 -

令和7年度 -

単位:(m)

評価・課題

市南部の武蔵野の面影を残す雑木林は大変貴重で あり、これを保全するとともに緑の中のレクリエーション の場として整備を進めていく必要があります。

基準年度値 (平成 26 年度)	97,090	平成 30 年度 令和元年度	111,190 111,190	令和 4 年度 令和 5 年度	<u> </u>
平成 28 年度	99,076	令和 2 年度	111,190	令和6年度	_
平成 29 年度	104,245	令和3年度	114,400	令和 7 年度	_

緑地面積

法・条例等の指定を受けた樹林地、農業振興地域、公共施設緑地、生産緑地、都市公園、樹林地の公有地化面積、児童遊園及び環境政策課所管の寄付地の合計面積をあらわしています。

目標:令和2年度 -

令和7年度 -

単位:(ha)

評価•課題

農業振興地域等が減少しています。保存樹林については、引き続き指定拡充に努めます。公共施設緑地については、緑の募金を活用する等して緑を充実させていきます。

基準年度値 (平成 26 年度)	2,830	平成 30 年度 令和元年度	2,830 2,813	令和 4 年度 令和 5 年度	_
平成 28 年度	2,835	令和2年度	2,823	令和6年度	_
平成 29 年度	2,830	令和3年度	2,819	令和7年度	_

保存樹木数

川越市保存樹木等の指定等に関する要綱に基づく、保存樹木の指定本数をあらわしています。 市街化区域内の樹木で、次のいずれかに該当している健全な樹木を指定しています。(①1.5m の高さにおける幹周 1.5m 以上、②樹高 15m以上、③つる性樹木で枝葉面積 30 ㎡以上)

目標: 令和 2 年度 290

令和7年度 340

単位:(本)

評価・課題

広報川越、市のホームページ等を通じたPRに加え、要件を満たす樹木を探し、指定について働きかける等、指定拡充を図っていきます。

基準年度値 (平成 26 年度)	228	平成 30 年度 令和元年度	183 177	令和 4 年度 令和 5 年度	-
平成 28 年度	213	令和2年度	158	令和6年度	_
平成 29 年度	201	令和3年度	149	令和7年度	<u>—</u>

市民の森など法令等による指定面積

市民の森、保存樹林及びふるさとの緑の景観地の合計面積をあらわしています。

令和3年度末時点で、市民の森 39,643 ㎡、保存樹林 378,524 ㎡、ふるさとの緑の景観地 479,520 ㎡の合計 897,687 ㎡が指定されています。

目標: 令和 2 年度 1,583,960

令和7年度 2,000,000

単位:(m)

評価•課題

保存樹林は、相続などによる指定の解除により減少傾向にありますが、今後も指定拡充に努めていきます。

基準年度値	1.019.768	平成 30 年度	944,474	令和 4 年度	
(平成 26 年度)	1,019,708	令和元年度	926,992	令和 5 年度	_
平成 28 年度	996,245	令和 2 年度	917,188	令和 6 年度	<u></u> -
平成 29 年度	960,695	令和3年度	897,687	令和7年度	_

人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数

人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数をあらわしています。

目標: 令和 2 年度 150

令和7年度 200

単位:(経営体)

評価•課題

市内12地域において、より地域の実情に合わせた プランである「人・農地プランの実質化」が完了していま す。今後も随時プランの更新を進めていきます。

基準年度値	36	平成 30 年度	291	令和 4 年度	<u>—</u>
(平成 26 年度)	30	令和元年度	292	令和 5 年度	
平成 28 年度	135	令和 2 年度	310	令和6年度	<u>—</u>
平成 29 年度	241	令和3年度	280	令和7年度	

市指定天然記念物数

川越市文化財保護条例に基づいて指定された天然記念物の数をあらわしています。

目標:令和2年度 -

令和7年度 -

単位:(本)

評価•課題

令和3年度中に新たに指定となった天然記念物はありませんでした。

指定を受けているものは、古木かつ巨木化している ものが多く、保存維持を継続していくための対応策が 求められています。

基準年度値	0	平成 30 年度	8	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	0	令和元年度	8	令和 5 年度	_
平成 28 年度	8	令和 2 年度	8	令和 6 年度	_
平成 29 年度	8	令和3年度	8	令和7年度	<u> </u>

多自然型護岸の延長

多自然型で整備された河川護岸の総延長をあらわしています。

目標:令和2年度 -

令和7年度 -

単位:(m)

評価•課題

緑あふれる環境に優しい事業であり、水生生物等の 保護にも資するのですが、建設費や維持管理が課題 です。

基準年度値	20.763.18	平成 30 年度	22,636.48	令和 4 年度	
(平成 26 年度)	20,703.16	令和元年度	22,636.48	令和 5 年度	<u>—</u>
平成 28 年度	21,003.68	令和 2 年度	22,636.48	令和 6 年度	 -
平成 29 年度	22,636.48	令和3年度	22,696.48	令和7年度	_

ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数

ビオトープ的要素を取り入れて整備した都市公園の箇所数をあらわしています。

目標: 令和 2 年度 5 令和 7 年度 6

単位:(箇所)

評価•課題

自然を活用した公園整備においては、生物の生息空間としての位置づけを勘案しながら整備を進めるとともに、新たな生息空間の創出についても検討していく必要があります。

また、整備後についても定期的に生物生息調査等を実施し、その結果に基づき維持管理を行っていく必要があります。

基準年度値	4	平成 30 年度	4	令和 4 年度	<u> </u>
(平成 26 年度)	4	令和元年度	4	令和 5 年度	_
平成 28 年度	4	令和 2 年度	4	令和6年度	
平成 29 年度	4	令和3年度	4	令和7年度	

主な施策の実施状況

1 保存樹木・保存樹林指定事業

この事業は、市内に残る民有の樹木・樹林を市が「保存樹木・保存樹林」に指定し、所有者に奨励金を交付することにより伐採を抑止し、緑の保全を図ることを目的としています。

〇保存樹木指定基準

市街化区域内の樹木で、下記のいずれかに該当している健全な樹木

- 1.5mの高さにおける幹周が 1.5m以上。
- •樹高 15m以上。
- •つる性樹木で、枝葉の面積が 30 m以上。
- ○保存樹林指定基準
- •市街化区域においては 500 m以上、市街化調整区域においては 1,000 m以上の健全な樹木の集団。
 - ○奨励金の額
 - •保存樹木…2,800円/本(年額)
 - •保存樹林…市街化区域 21円/㎡(年額) 市街化調整区域 2円/㎡(年額)

2 多自然型護岸整備

国、県、市が行う河川整備において、三面コンクリート護岸を見直 し、自然工法を採用することで、水生生物等の生息・生育環境の確 保に取り組んでいます。水際の植生や魚類等の生育環境に配慮し た、ふとん籠護岸、擬木水路植栽護岸、自然石護岸、養生マット護 岸、板柵水路工など自然環境の確保が期待される事業を実施して います。



多自然型護岸(笠幡地区)

3 樹林地の公有地化

樹林地を公有地化し、都市の中の貴重な緑として保全するとともに、公園としての活用を図ります。

武蔵野の面影を残す雑木林は大変貴重であり、これを保存するとともに、緑の中のレクリエーションの場として、(仮称)川越市森林公園を整備しています。

2

基本方針2

歴史と文化が香る 緑豊かなまちをつくります ~緑をつくる~

本市の特性である歴史的・文化的な環境を積極的に生かしていくために、自然や歴史を取り込ん だ都市公園等の整備や、道路・河川の緑化を推進します。これによって、水と緑のネットワークの形成 を図り、川越らしい歴史と調和したまちづくりに努めます。

緑の指標の目標と推移

市民花壇累計指定数

川越市市民花壇指定要綱に基づき、新たに指定された市民花壇の数をあらわしています。

目標: 令和 2 年度 104 令和 7 年度 129

単位:(箇所)

評価•課題

公共施設の空きスペースを利用し、地域住民が主体的に草花の植え替えや維持管理等を行う市民参加型の花壇を指定しています。

広報川越、市のホームページ等を通じたPRに加え、市民、行政が一体となって、更に緑化の推進を図っていきます。

基準年度値	74	平成 30 年度	93	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	/4	令和元年度	94	令和 5 年度	_
平成 28 年度	86	令和 2 年度	101	令和6年度	_
平成 29 年度	91	令和3年度	101	令和7年度	-

1人当たりの都市公園面積

市民1人当たりの都市公園面積をあらわしています。

目標: 令和 2 年度 5.10 令和 7 年度 6.79

単位:(m³)

評価•課題

都市公園数は増えていますが、1人当たりの都市 公園面積については人口変動等の影響もあり目標 値を下回っています。

都市公園については、市民の身近な憩いの場、やすらぎの場となるほか、災害時には防災拠点、避難場所として重要なスペースとなるため、今後も継続的に整備を進めていく必要があります。

基準年度値	4.66	平成 30 年度	4.69	令和 4 年度	
(平成 26 年度)	4.00	令和元年度	4.70	令和 5 年度	<u> </u>
平成 28 年度	4.70	令和 2 年度	4.72	令和 6 年度	
平成 29 年度	4.69	令和3年度	4.72	令和7年度	

都市公園数

市内で開設している都市公園の箇所数をあらわしています。

目標: 令和 2 年度 321 令和 7 年度 336

単位:(箇所)

評価•課題

都市公園については、市民の身近な憩いの場、やすらぎの場となるほか、災害時には防災拠点、避難場所として重要なスペースとなるため、今後も継続的に整備を進めていく必要があります。

基準年度値	303	平成 30 年度	320	令和 4 年度	<u>—</u>
(平成 26 年度)	303	令和元年度	322	令和 5 年度	<u> </u>
平成 28 年度	314	令和 2 年度	324	令和6年度	<u>—</u>
平成 29 年度	318	令和3年度	325	令和7年度	<u>—</u>

緑地面積【再掲】

第2章・第4節を参照ください。

公共施設の接道部緑化率

市内公共施設における接道部の緑化率をあらわしています。

目標: 令和 2 年度 90 令和 7 年度 100

単位:(%)

評価•課題

公共施設の緑の充実を図るにあたり、特に接道部の緑化を重点的に推進します。「市の木(かし)」や「市の花(山吹)」など在来種を使用した緑化に努めます。

基準年度値	77	平成 30 年度	64	令和 4 年度	_	
	(平成 26 年度)		令和元年度	64	令和 5 年度	<u>—</u>
	平成 28 年度	78	令和 2 年度	64	令和 6 年度	<u>—</u>
	平成 29 年度	78	令和3年度	66	令和7年度	<u>—</u>

緑化本数

苗木配布事業、緑の募金交付金緑化事業(家庭募金・一般募金)等で配布または植栽した樹木の本数をあらわしています。(地被類含む)

目標:令和2年度 -

令和7年度 -

単位:(本/年)

評価•課題

緑の募金からの交付金について、緑化に役立てることができました。

募金に協力いただいた市民に対し、募金の使途を 明確にし、今後も継続的に募金に協力いただけるよ う努めます。

基準年度値	1.320	平成 30 年度	800	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	1,320	令和元年度	1,298	令和 5 年度	_
平成 28 年度	1,269	令和 2 年度	2,314	令和6年度	
平成 29 年度	1,222	令和3年度	2,810	令和7年度	_

主な施策の実施状況

1 市民花壇指定事業

市民の緑に関する意識の向上及び緑化の推進を図ることを目的に、 公共施設の空きスペースに市民参加型の花壇を設置し、ボランティアグループの方々に草花の維持管理を行っていただく事業を実施しています。

2 緑の募金交付金等緑化事業

前年度に集められた家庭募金の還付金と、緑の募金事業・ゴルフ緑化 促進会委託事業の実施主体である公益社団法人埼玉県緑化推進委員 会からの交付金等を活用して、市内の公共施設の緑化事業を実施して います。

令和3年度は、6箇所、緑化本数 2,790 本(内家庭募金5箇所:866 本) の緑化を実施しました。



緑化の推進及び緑の保全を図るために積み立てている緑の基金について、多くの市民の方に理解を深めていただくため、基金の PR に関する事業や市内の公共施設の緑化事業を実施しています。

令和3年度は、4箇所、緑化本数 3,212 本の緑化を実施しました。

4 「緑のカーテン」モデル事業

一般家庭においても簡易かつ低価格で取り組める暑さ対策として、ゴーヤやアサガオ等のつる植物を建物前面に張ったネットにつたわせ、カーテンのように陽射しを遮る「緑のカーテン」モデル事業を実施しています。

令和3年度は、保育園10箇所、その他(公共施設等)17箇所、自治会施設等13箇所において実施しました。

5 川越市都市計画マスタープラン

平成12年3月に策定された「川越市都市計画マスタープラン」は、およそ20年後のまちづくりの指針となるものです。都市計画の方針としてこれまで検討を重ねてきたまちづくりに関する諸計画を総合的に捉え、市民と行政が協働してその実現に向けて取り組む計画となっています。

また、平成21年7月には、少子高齢化、人口減少など社会・経済情勢の変化や市の諸計画との整合を図るために、全体構想の改定を行いました。



市民花壇



緑のカーテン

基本方針3 水と緑のまちをそだてます

~緑をはぐくむ~

歴史に育てられてきた川越のまちをさらに魅力的で快適なものとするため、市民参加による緑の保 全、緑地の整備、緑化の推進に関するしくみづくりや市民間の交流活動、市民に対する普及・啓発活 動を推進し、歴史を生かした水と緑あふれる町並みの形成を図ります。

緑の指標の目標と推移

緑に関する講座数

緑に関する出前講座の回数をあらわしています。

目標:令和2年度 -

令和7年度 -

単位:回/年

評価•課題

緑のカーテン講座、市の緑地保全・緑化推進の取り 組み等について、出前講座を開催しています。

講座内容の充実を更に図っていく必要があります。

基準年度値	4	平成 30 年度	1	令和 4 年度	_
(平成 26 年度)	4	令和元年度	1	令和 5 年度	_
平成 28 年度	5	令和 2 年度	0	令和6年度	
平成 29 年度	2	令和3年度	0	令和7年度	-

緑に関する体験イベント数

緑に親しむ体験イベントの開催回数をあらわしています。

目標:令和2年度 3 令和7年度5

単位:回/年

評価•課題

かわごえ生き物調査会、古谷湿地さかな観察会、生 物多様性講座及び庭木の手入れ講座を開催していま す。市民に緑に親しむ機会を提供し、緑の保全の普及 を図っています。

基準年度値 1		平成 30 年度	4	令和 4 年度	—
(平成 26 年度)	I	令和元年度	2	令和 5 年度	_
平成 28 年度	4	令和 2 年度	4	令和6年度	_
平成 29 年度	5	令和3年度	1	令和7年度	_

新規大規模公園整備時のワークショップ開催率

新たに大規模な公園を整備する時のワークショップ開催率をあらわしています。

目標: 令和 2 年度 100 令和 7 年度 100

単位:(%)

評価•課題

公園は市民にとって身近な憩いの場、やすらぎの場となるため、今後も公園の計画を策定する際は、市民から意見を聞く場を設ける必要があります。

基準年度値	_	平成 30 年度	100	令和 4 年度	<u>—</u>
(平成 26 年度)	_	令和元年度	100	令和 5 年度	_
平成 28 年度	0	令和 2 年度	100	令和 6 年度	<u>—</u>
平成 29 年度	100	令和3年度	100	令和7年度	<u>—</u>

主な施策の実施状況

1 出前講座・体験イベント事業

緑のカーテンなどをテーマとした緑の関する出前講座や古谷湿地 さかな観察会、生物多様性講座などの自然観察会や庭木の手入れ 講座といった体験講座などを開催し、市民の緑の関する意識向上に 努めています。

2 川越市みどりの補助金交付事業

緑豊かな都市景観の形成を図るとともに、地球温暖化対策に役立てるため、市民や事業者が一定要件を満たす緑化事業(生け垣、屋上緑化、壁面緑化及び駐車場緑化)を行う際に、補助金を交付する事業を実施しています。

また、屋上緑化・壁面緑化の普及を図るため、市民等が屋上緑化・壁面緑化に取り組む際の参考となるよう、市が率先して公共施設へ導入しています。

3 農業体験事業の推進

農業ふれあいセンターでは鴨田ふれあい農園を拠点として、農業体験 を通じて農業への理解を深める農業体験事業の推進を図ります。 令和3年度は29回実施しました。



屋上緑化



屋上緑化(クラッセ川越)



壁面緑化(川越小学校)



4 緑の指標および

令和3年度現状值一覧

1. 川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもります	~緑をまもる~		
緑の目標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
樹林地の面積(㎡)	_	3,235,000	3,614,000
樹林地の公有地化面積(m³)	-	114,400	97,090
緑地面積(ha)	_	2,819	2,830
保存樹木数(本)	令和2年度:290 令和7年度:340	149	228
市民の森など法令等による指定面積(㎡)	令和2年度:1,583,960 令和7年度:2,000,000	897,687	1,019,768
人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計 数(経営体)	令和2年度:150 令和7年度:200	280	36
市指定天然記念物数(本)	-	8	8
多自然型護岸の延長(m)	-	22,696.48	20,763.18
ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数	令和2年度:5 令和7年度:6	4	4

2. 歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくります ~緑			
緑の目標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
市民花壇累計指定数(箇所)	令和2年度∶104 令和7年度∶129	101	74
1人当たりの都市公園面積(㎡)	令和2年度:5.10 令和7年度:6.79	4.72	4.66
都市公園数(箇所)	令和2年度:321 令和7年度:336	325	303
緑地面積(ha)【再掲】	-	2,819	2,830
公共施設の接道部緑化率(%)	令和2年度:90 令和7年度:100	66	77
緑化本数(本/年)	-	2,810	1,320

3. 水と緑のまちをそだてます ~緑をはぐくむ~			
緑の目標	目標値	令和3年度 現状値	基準年度値 (平成26年度)
緑に関する講座数(回/年)		0	4
緑に関する体験イベント数(回/年)	令和2年度:3 令和7年度:5	1	1
新規大規模公園整備時のワークショップ開催率(%)	令和2年度:100 令和7年度:100	100	_

第6章

令和3年度版実績 報告書に対する市民意見

令和3年度版かわごえの環境(第5号)の市民意見

「令和3年度版かわごえの環境(第5号)」(令和4年2月発行)について、寄せられた意見とその 回答を掲載しています。令和4年3月25日を締切に意見を募集したところ、以下のとおり意見をいた だきました。

市民意見内容①	回答
はじめに	
待ったなしの気候変動対策に「小江戸かわごえ脱炭素	
宣言」を表明したことは、市の姿勢を示す適切な判断で	
あったと思います。その宣言をどう具現化するのは今後	
の課題ですが、今回の「かわごえの環境」に具体策がな	
かったのはとても残念です。抜本的な対策の作成と確実	
な実行のために、「環境基本計画」および「環境行動計	
画」の見直しを行い、実効性のある具体策が示されるこ	
とを期待します。	
1 行政の科学科と総合的な施策を	1 ご指摘の通り 地球温暖化対策は行政だけではな

1 行政の科学科と総合的な施策を

気候変動に対応する行動は多面的に行うことが必要で、行政・事業者・市民が協力して取り組むことで解決の方向に向かうことができます。その基本として、市民が使用するエネルギーはどのくらいなのか、市内で生産される再生エネルギー量はどのくらいか、市内に潜在的に存在する自然エネルギー量は、物流に使用されるエネルギー量はなどと客観的な事実を市民に提供し、正確な事実を示す必要があります。情報の公開がないと市民が客観的に考える基礎を欠くことになります。また、市や市民の置かれている状況をアンケートや実態調査などで的確に把握し、計画に活かしてほしいと思います。

2 雑木林の保全と回復に

日本自然遺産に循環型農法が選ばれました。川越の 雑木林の保全は循環型農法に必要不可欠な農業用資 産としてだけでなく、気候変動やヒートアイランドを緩和 する役割を持っており、また川越を代表する大切な自然 で生物多様性を守る砦としての役割を持っています。

しかし、川越では「ふるさと緑の景観地」や循環型農業に活用している雑木林の減少が進行しています。相続税や用途転用などで減少に歯止めがかかっていません。未来に残す遺産として、また伝統的な地域の文化としての雑木林を保全する方法の検討は急を要します。雑

1 ご指摘の通り、地球温暖化対策は行政だけではな く、市民、事業者の皆様の協力が不可欠です。

市民、事業者の皆様に地球温暖化対策に取り組んでいいただくうえで、市域の現状を認識していただくことは大変重要なものと考えておりますので、わかりやすい情報提供に努めてまいります。

また、現在、川越市域の地球温暖化対策に関する計画である「第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の改定を検討しており、計画の改定を行う際には、アンケート調査等を行い、市民、事業者の皆様からのご意見を把握し、計画に生かしてまいりたいと考えております。【環境政策課】

2 雑木林の減少は、雑木林を保有することに対する意識変化に加え、世代交代による相続負担、就業構造の変化など、さまざまな要素が原因となっているものと考えますが、雑木林は、多様な生物の生息空間として貴重であると認識しております。

雑木林保全条例の制定につきましては、先進自治体 の事例研究などを通じて、本市でも実現できるかどうか を検討してまいりたいと考えております。

また、雑木林応援団制度の創設につきましては、ふるさとの緑の景観地等の雑木林の多くは民有地であることから、NPO や個人が活動のフィールドとするためには、地権者から了承をいただくなど、整理すべき課題が多い状況にあると考えております。【環境政策課】

木林保全条例の速やかな制定を期待します。

また、所有者の高齢化などにより放置された雑木林を回復させるために、NPO や個人の協力を得て、「雑木林応援団」の制度を創設し、所有者と市民とを結びつける取り組みを行うことができると、ふるさとの景観の回復と持続可能な循環型農業の継続にもつながります。ナラ枯れ防止の視点からも雑木林の再生は喫緊の課題となっています。市の早急な取り組みを期待します。

日本農業遺産に認定されている「武蔵野の落ち葉堆肥農法」を維持していくためには、平地林の保全・管理が大切と認識しております。今後も市が構成員となっている「武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会」と連携を図りながら平地林を保全・管理するための取組みを検討してまいります。【農政課】

3 市民の生活環境と生きものの多様性を守るために

川越市の自然環境は危機的な状況ではないかと思います。市民生き物調査の結果は在来種の動植物が希少種になって外来種が広がっている傾向が表れています。 固有種は開発から免れた環境でひっそりと生き延びている状況となっています。その生息地が破壊されることで川越市の環境に適応してきた生きものが根こそぎ消えていくために、その確認は一刻を争う状況ではないかと思います。市民生きもの調査をより広く行い、市内の生きものの現状をより正確に把握することが、今後、市民生活に生態系サービスを提供している川越の自然環境のモニタリングと生きものの生息する自然環境の保全につながると考えます。

市民からの生きもの情報をまとめ公表するセンター的な機能を果たされることと県や国とのネットワークを形成して、広域的な対応も検討することが必要となっています。また、SNS などを活用して市民の情報提供を促し、環境の保全に対して速やかな対応が取れるように体制を整備されることを期待しています。

その先に、環境基本計画に示されている「生物多様性地域戦略」の作成と運用が課題となってくるでしょう。

3 外来種が広がっている傾向につきましては、平成29年度より開始した「かわごえ生き物調査」の調査員の方々の報告や市民の方からの通報、特定外来生物の確認事例の分析等を通じて現状把握に努めているところです。今後も引き続き調査員の方々等と共に、市内の生きものの現状をより正確に把握するよう努めてまいります。

また、かわごえ生き物調査の5年間の調査結果を市ホームページで公表しているところですが、広域的な対応につきましては、環境省生物多様性センターが運用するアプリの自治体利用など、本市でも運用できるかどうか検討してまいります。

また、生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法において、市町村は定めるよう努めなければならないとされており、その作成と運用にあたりましては、他市事例の研究等を行ってまいりたいと考えております。【環境政策課】

4 不老川の瀬切れ防止対策を

水辺環境は都心のヒートアイランド緩和に大きな役割を果たします。また、生きものの生育環境にとっても必要な場所となっています。しかし、この数年渇水期だけでなく瀬切れが続いています。「不老川の水環境保全と水量確保」を目指している県と市とで対策会議が行われていると聞きますが、どのような対策がとられているのか、どのような課題があるのか公開していただけると市民としての関りが考えられることでしょう。

基本的には、水環境基本法に基づき市の水環境条例

4 本市で管理する河川の一部については、河川改修に伴い低水路を整備し、流水の確保に努めております。

また、ご質問いただきました対策会議については、近 年実施されておりません。【河川課】 を制定し、流域治水の計画を作成して治水や水量の確保で生きものの生息環境の保全など基本的な計画の作成を急ぐことが求められていると思います。

5 市民参加の推進と心に響く対策を求めて

気候変動対策や生物多様性地域戦略の作成と実行などは市民参加をなくしては達成できない課題ではないかと思います。「かわごえの環境(第 5 号)」はそのための責務を担っていますが、ビジュアルな図や写真を取り入れて、読みやすくかつ心に届く報告書にすることは大切ではないかと思います。市民に知ってもらうことで初めて現状を認識でき、取組の推進につながるのではと思います。

5 本書においては、環境基本計画及びみどりの基本計画の施策の進捗状況について、指標を用いるなどして解説しているほか、市民・事業者の取組等についても紹介しているところです。計画の進捗状況を的確に報告しながら、より、見やすく、分かりやすいものとなるよう、努めてまいります。【環境政策課】

6「研究や検討」からもう実践の時代です

「研究します」とか「検討します」というフレーズがありますが、研究の到達点を公表して市民での取り組みの検証が必要となってきています。また、実践するためにはどんな課題があるのかなど市民との情報の共有が必要となっています。その上で、目標を決めて、市民との協働の取組を行うことが必要だと思います。気候変動対策や生物多様性を守るためには、現状は「研究」を超えて実践を求める時代に入っています。専門の職員を増配置して、継続的な取り組みをお願いします。川越の未来を切り拓くためにもスピード感をもった取り組みを期待します。

6 引き続き、市民、事業者、民間団体と協働・連携しながら、スピード感を意識して環境行政の推進に努めてまいります。【環境政策課】

市民意見内容②

「第 2 節 循環型社会の構築」p10 に「1 日に当たりのごみ排出量」のデータを見てみると若干、減少しつつであるが、令和 4 年度 4 月からはプラスチック資源循環促進法により変わります。プラスチック製をごみ排出量に増えるのではなく、家庭ゴミを出されるプラスチックをごみ排出が増えることから市民の皆さんにプラスチックがこれだけ、ごみ排出しているのかを環境政策課と資源循環推進課との一緒に広報川越やかわごえ環境ネットとの連携し、プラスチックごみを知るべきだと考えますがいかがでしょうか。

回答

プラスチックごみの削減は重要な課題であると認識しており、令和四年三月に見直した川越市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画』編においては、プラスチックごみの削減等を重点施策として掲げております。

プラスチックごみの削減に向けて、啓発に努めてまいります。【資源循環推進課】

第 4 節貴重な緑の保全 p18「植林地の面積」データを 見ましたが、高齢化に進む背景に、維持管理が難しく売 却する恐れがあるということは分かったが、川越市は地 球温暖化防止にするため緑の保全の観点から木への伐 採は良くないので、川越市はどのような対策を行うかが 課題にありますが、いかがでしょうか。 緑の保全のため、保存樹木・樹林指定、市民の森指 定等を実施しております。

また、市民を対象とした緑に関する講座や体験イベントなどを通じ、市民の緑の保全に関する意識が高まるよう努めてまいります。【環境政策課】

第 10 節「快適に暮らせるまちづくり」p44「野外広告物簡易除却数」を見ているとかなり、数的には減っているどうかは分からないですが野外広告物簡易除却を行う市民団体はかなり、活動範囲そして、新型コロナウイルス影響で簡易除却を行うのは活動範囲ができなくなっている。

そこで、川越市は「野外広告物簡易除却」を行う事業者に依頼してみてはどうか。もし、無理のであればパートナー団体である「かわごえ環境ネット」の方々に協力するのはできないか。

最近は野外広告物が溢れており、無数の広告物を簡易除却するのは困難あるということから川越市はもう少し、野外広告物簡易除却の在り方を見直しした方が良いかと思いますが、いかがでしょうか。

道路上に違法に掲出されるはり紙やたて看板などの屋外広告物につきましては、28 団体 182 人の違反広告物簡易除却推進員(市民ボランティア)の皆様のご活躍と、近年のデジタル化等による広告媒体の変化もあり、年々減少の傾向が見受けられます。

令和3年度は、コロナ禍での行動制限の影響もございましたが、推進員の皆様へは、ご自身が可能な範囲で、安全に配慮しつつ簡易除却活動を行っていただいたところでございます。

今後も、推進員の皆様のご意見を伺いながら、違反広告物の適正化に向け、制度の改善に努めるとともに、市民の皆様との協働により、良好で安全な都市環境の形成を図ってまいります。【都市景観課】

市民意見様式

この冊子「かわごえの環境(第6号)」第三次川越市環境基本計画及び川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)年次報告書について、ご意見・ご感想をお寄せください。 [令和5年3月24日(金)締切]

提出先

川越市 環境部 環境政策課 環境推進担当 〒350-8601 川越市元町 1-3-1 電話 049-224-5866(直通) FAX 049-225-9800

ふりがな			,	,	
		電話	() –	
氏名		番号	()-()
住所					
所属•役職				年齢	
ご意見記入欄					
こる兄記八惻	•				

令和4年度版 かわごえの環境(第6号) ~令和3年度第三次川越市環境基本計画及び 川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)年次報告書~

令和5年2月発行 発行 川越市 環境部 環境政策課

〒350-8601 川越市元町1-3-1
TEL 049-224-5866(直通)
FAX 049-225-9800
インターネットホームヘ゜ーシ゛ https://www.city.kawagoe.saitama.jp/

この冊子は、「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」及び「都市緑地法」に基づき、令和3年度における本市の良好な環境の保全・創造と緑の保全・緑地の整備・緑化の推進に関する施策について、年次報告書として取りまとめたものです。

ご意見等がございましたら、巻末の様式にてお寄せください。 (令和5年3月24日(金)締切)



